

# 第一百四十六回国会 地方行政委員会議録 第三号

(六七)

平成十一年十一月十八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 田野瀬良太郎君 理事 滝 実君

理事 中野 正志君 理事 山本 公一君

理事 中川 正春君 理事 中沢 健次君

理事 横屋 敬悟君 理事 鰐淵 俊之君

理事 今井 宏君 理事 松本 龍君

栗原 裕康君 理事 平沢 勝栄君

橋 康太郎君 理事 水野 賢一君

桑原 豊君 理事 松崎 公昭君

松本 龍君 理事 谷 洋一君

福田 茂之君 理事 平林 鴻三君

轟田 恵一君 理事 河村たかし君

橋 康太郎君 理事 杉山 慶夫君

谷 春名 理事 石垣 一夫君

野田 繁君 理事 野林 鴻三君

眞章君 理事 藤田 駿君

保利 耕輔君 理事 平林 鴻三君

橋 康太郎君 理事 関口 祐弘君

自治大臣 (警察庁長官) 理事 中川 浩明君

自治政務次官 (政府参考人) 理事 木寺 久君

自治政務次官 (政府参考人) 理事 藤沼 朗寿君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

政府参考人 (政府参考人) 理事 中川 浩明君

政府参考人 (政府参考人) 理事 木寺 久君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一百四十五回国会開法第一二四号)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。

第一百四十五回国会、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたしました。

これより趣旨の説明を聴取いたします。保利自治大臣。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○保利国務大臣 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申しあげます。

政府といたしましては、少子高齢化の一層の進展及び経済の低成長に対応し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図り、あわせて将来の活力ある長寿社会の実現に資するため、厚生年金保険制度や国家公務員共済年金制度等の見直しとの整合性を図りつつ、地方公務員共済年金制度全般にわたり必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地方公務員の退職共済年金の報酬比率

部分につきまして、給付水準の5%適正化を図ることといたしますが、従前の年金額算定方式による年金額を物価スライドした額は保障することいたしております。さらに、年金額の改定につきましては、その支給を受ける者が六十歳に到達した後は、物価の変動のみに応じた改定を行うことといたしております。

第二に、退職共済年金の支給開始年齢につきまして、一般職員については平成二十五年度から平成三十一年度にかけて、特定の警察・消防職員につけて、段階的に六十五歳に引き上げることといたしております。また、これに伴い、六十歳代前半の者は退職共済年金の支給繰り上げを請求できることいたしております。

第三に、共済年金の受給権者が他の被用者年金の仕組みを見直すことといたしております。

第四に、共済年金に係る掛金の賦課及び年金額算定の方式につきまして、期末手当等を給料と同様に取り扱う総報酬制を導入することといたしております。

以上のはが、育児休業期間中の組合員の共済年金に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金を免除すること等の措置を講ずることとしております。

また、年金制度改正以外の改正として、雇用保険における介護休業給付の導入を踏まえ、介護休業手当金を創設することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

さいますようお願いを申し上げます。

○齊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○齊藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として関口

警察庁長官、中川自治省行政局長及び木寺自治

省行政局公務員部長の出席を求め、説明を聴取

いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○齊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主

党の大野松茂でございます。

早速でございますが、地方公務員等共済組合法

の一部を改正する法律案につきまして、何点かお伺いをさせていただきます。

かつて経験したことのない少子高齢化社会の到来、現在二千万人の六十五歳以上の人口は、二十

五年後には三千三百万人になると予想されており

ます。将来への不安が広がる中、年金制度は今や

国民にとって最大の関心事となっております。

今回の公的年金制度の改正における今日までの議論におきまして、あるべき年金の水準、これを支える現役世代の保険料負担の水準、あるいは基

礎年金の財源のあり方、確定拠出年金の導入な

ど、さまざま議論が重ねられてまいりました。

これというのも、年金が支給面においては高齢者の、負担面においては現役世代の所得にそれぞれ影響を及ぼすものでありまして、今働いている人

もいすれば年金受給者になるからでもございま

す。

公的年金制度は、活力ある社会を築くための

セーフティーネットとして老後と生活を支える役割を果たすものであります。地方公務員制度の一環として、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与する

ときに、公務の能率的運営に資することで、地方

公共団体の住民サービスの向上に大きく貢献して

いるものと認識しております。

今回の地方公務員等共済組合法の一部改正につ

きましては、厚生年金を初めて他の公的年金制度改

正の一環として行つものでございますが、その改正の背景や必要性につきまして、大臣に基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○保利國務大臣 大野委員に御答弁申し上げます。

公的年金制度は、御承知のように、これからの中子高齢化社会を迎え、特に老後の生活を安定に導くために必要な制度である。それをずっと続けてまいつたわけでありますけれども、御承知のように高齢化社会を迎えまして、年金を受け取る方が次第に多くなつてくる、今御指摘の数字もございました。そして、その保険料をお払いになる方がだんだん少なくなつてくるというようなことで、年金の財政といふのは非常に苦しくなるというような形に現状ございます。

このまま放置いたしますと、やはり将来、この年金制度といふのは崩壊をしていくかもしれない。また別の意味でいえば、年金制度を維持していくためには若い世代に負担が非常に大きくなる、そういう現実がございまして、これが背景でございます。

他の厚生年金あるいは国家公務員共済年金の改正内容と整合性を持つように図つていく、そして年金制度を維持していくということが、この改正案の目的だと認識をいたしております。

○大野(松)委員 ありがとうございました。  
折から、来年四月から施行される介護保険制度をめぐりまして、介護における家族の役割や介護に対する社会保障のかかわりなどにつきまして、さまざまな議論が今交わされております。既に我が国は、高齢化先進国であった欧米諸国を追い抜きまして、どこの国も経験したことのない未踏高齢社会となりました。一方で、核家族化していくのは必ずでございます。

現在、老人の介護をしている人の九割以上が女性で、その半数が六十歳以上、また介護者として期待される四十から五十代の女性の四人に三人が

働く女性である、こう認識されているところでござります。介護というものを家族が担うのか社会

全体が担うのかということは、今後さらに高齢化社会へと進む中で、重要な問題となつてまいります。

○保利國務大臣 今日はお尋ねは、介護の問題と年金とのかかわり合いの問題というふうに理解をいたしました。

介護は大変深刻な状況になりつつあるというのは、私も身の回りにそれを必要とするような人を持つておりますし、そこにはやはり家族の手が及ぶ、家族の手によって介護していくということが必要ではありますけれども、日本国全体として見てみると、介護をする人の数が非常に多くなってきた。これは、単に家族だけにお任せをするというのではなくて、やはり介護という問題を社会全体で支えていくというシステムをつくっていかなければならぬということで介護保険制度が導入をされるものだ、そのように考えておるわけでございます。

今お話しのよう、介護には女性が従事しているケースが非常に多うござりますけれども、そういう介護の仕事というのを社会全体として認めていこうではないか、それに対しても手当をしていくかという趣旨をもつてこの介護保険の制度が導入されたものと私は理解をしております

このまま放置いたしますと、やはり将来、この年金制度といふのは崩壊をしていくことが不可欠です。家族の手によって介護していくことが不可欠であるところの地方公務員共済制度におきましては、今後とも給付と負担のバランスを図つていく必要がありますと考えるところでございますが、今回の改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

○平林政務次官 便宜私からお答えをいたしますが、おっしゃるような少子高齢化というようなことを背景にいたしまして、このたびの年金制度の改革ということが提案されたわけでございますが、今回の地方公務員共済組合制度の改正においては、長期的な給付と負担のバランスを図つてまいります。この改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

今お話しのよう、介護には女性が従事しているケースが非常に多うござりますけれども、そういう介護の仕事といふのを社会全体として認めていこうではないか、それに対しても手当をしていくかという趣旨をもつてこの介護保険の制度が導入されたものと私は理解をしております

このまま放置いたしますと、やはり将来、この年金制度といふのは崩壊をしていくことが不可欠です。家族の手によって介護していくことが不可欠であるところの地方公務員共済制度におきましては、今後とも給付と負担のバランスを図つてまいります。この改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

今お話しのよう、介護には女性が従事しているケースが非常に多うござりますけれども、そういう介護の仕事といふのを社会全体として認めていこうではないか、それに対しても手当をしていくかという趣旨をもつてこの介護保険の制度が導入されたものと私は理解をしております

このまま放置いたしますと、やはり将来、この年金制度といふのは崩壊をしていくことが不可欠です。家族の手によって介護していくことが不可欠であるところの地方公務員共済制度におきましては、今後とも給付と負担のバランスを図つてまいります。この改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

○大野(松)委員 ともかく、今急速に少子高齢化社会が進展しております、この五年間を見まし

ても、合計特殊出生率は年々低下いたしまして、一・三八にまで低下するところとなつております。

○保利國務大臣 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によりますと、今後我が国の人口は、平成十九年に一億二千七百七十八万人でピークを迎え、その後は減少することになります。

また、現在我が国全体では四人の現役で一人の高齢者を支えているのが、平成三十七年になりますと一人で一人を支えるとなりまして、現役世代の負担が高まることが予想されているわけであります。

このような観点から、地方公務員の年金制度であるところの地方公務員共済制度におきましては、今後とも給付と負担のバランスを図つてまいります。この改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

○平林政務次官 便宜私からお答えをいたしますが、おっしゃるような少子高齢化というようなことを背景にいたしまして、このたびの年金制度の改革ということが提案されたわけでございますが、今回の地方公務員共済組合制度の改正においては、長期的な給付と負担のバランスを図つてまいります。この改正ではどのような措置が講じられようとしているのか、お尋ねをさせていただきます。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

このような観点から、地方公務員の年金制度では、今後とも給付と負担のバランスを図つてまいります。こうした社会経済情勢の変化は、地方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地

方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地

方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地

方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地

方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

それから第二は、年金額の改定は、六十五歳以下は物価上昇率のみで改定をする、賃金スライドによる改定は行わないということをございます。

それから第三点は、六十歳代前半の特例による退職共済年金の支給開始年齢を、十分な時間をかけて段階的に引き上げるということでございます。

それから第四点は、民間企業等に再就職をして厚生年金に加入した人などに支給する共済年金の所得に応じた制限を見直す。

以上のようなことが今回の改正の主眼になつております。

○大野(松)委員 さきの国会におきまして、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしまして、来年の四月一日から施行されることになつております。今後の地

方行政、地方公共団体の職員である地方公務員についても無縁ではございません。

な運営に資する、こういう役割が課されておりまします。これは從来から同様の考え方でございます。

この、今申しましたような基本的な性格にかんがみまして、厚生年金は年をとるということが要件になつておりますが、地方公務員の共済年金制度は、原則として退職を要件として支給される。度は、原則として退職を要件として支給されます。これは、從来からさようことで運用をなされておる、制度の仕組みがつくられておるということをございます。

○大野(松)委員 今回の改正案の中では、厚生年金との横並びで支給開始年齢の引き上げが行われております。一方、地方公務員につきましては、国家公務員が法律上、原則六十歳定年とされていますから、これに基本的に準拠して、ほとんどが六十歳定年とされております。さきの国会では地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立了しまして、平成十三年度から再任用制度が導入されることから、これに基本的に準拠して、ほとんどが六十歳定年とされております。

政府としても、地方公務員の立場に立つて全力で努力をされていることと評価いたしていけるところです。しかし、支給開始年齢が段階的に六十歳に引き上げられていきましたと、退職後の老後生活に不安を感じる人も出てくるのではないか、こうも思つわけあります。

この点につきまして、どう対処しようとしているのか、大臣にお答え願います。

○保利国務大臣 御指摘のとおり、少子高齢化社会の中で給付と負担のバランスをとることが不可欠でございますが、支給開始年齢の引き上げは、さまざまな手法を比較検討した上で、他の方策と組み合わせることによって実施することといたしましたのでござります。具体的には、定額部分の引き揚げが完了した平成二十五年から引き上げをスタートさせまして、十分な時間をかけて漸進的に実施をいたすものでございます。

また、六十歳代前半の生活を支えるという観点から、高齢者雇用の推進が、公務部門に限らず官

民共通の課題となつておりますので、その間、年金が出るまでの間どうするかということは大きな問題でございます。このために、当面は、新たな任用制度の円滑な実施を図つていくことが最重要課題だと思っておるわけでございます。

とつお願いするわけでございます。

年金をめぐる状況と制度、財政についてお伺いをしてきたところでございますが、つまるところ、年金はどのくらいの額を支給されるのか、これが最大の関心でございます。近年の経済の低成長化また金利の低迷等によりまして、高齢者世帯の所得における年金の重要性は高まっていると考えております。

そこで、直近の地方公務員共済年金の新規受給者の年金はどのくらいの水準にあるのか、あるいはまた、今回の改正によりましてどのくらい下がるのか、一定の条件のもとにおける試算をお示しいただきたいと思います。

○木寺政府参考人 年金の平均的な水準につきましては、前提の置き方によりましてさまざまござりますので、一概には申し上げられないわけでありますけれども、これまでの改正による制度成熟時におきますモデル年金、通常、夫婦二人で、夫が四十年加入、妻が専業主婦の場合というふうなことをモデルにしておりますが、その水準によりますと、六十五歳の新規裁定時ということで申し上げますと、前回の制度改正であります平成六年改正時点では二十七万二千円程度であつたわけであります。それで、今回、平成十一年度時点におけるモデル年金の水準につきましては、現行の制度によりますれば約二十八万六千円程度となるわけでありますけれども、今回の制度改正によります制度成熟時には約二十八万一千円程度になるものというふうに見込まれてゐるところであります。

○大野(松)委員 公的年金制度というのは、医療、介護とともに社会保障制度における重要な役割を担っております。地方分権がよいよ実施段階を迎えて、地方公共団体を担う地方公務員の役割や活躍に大きな期待が集まっているところでございますが、地方公務員の皆さんのが後顧の憂いなく働いていくために、安心して退職後の生活を送れるような所得保障を行うことが不可欠でございます。

少子高齢化社会が進む中で、地方公務員のためのしっかりととした年金制度を構築していく上で、大変をしております。

○保利国務大臣 御指摘のとおり、老後の生活を支えていきます大切な年金でありますので、今回の改正案が提案をされておりまして、これによつて、持続可能な安定した年金制度というものを維持していくこと、いうことが老後の生活の保障のためにも必要だ、そういうふうに認識をいたしております。

また、地方公務員共済年金制度は公務員制度の一環として取り入れられておりまして、退職後の安定した生活を保障することによって、現職が安心して職務に精励できるようになります。役割も持つておりますと、今後ともこの点に配慮していくことが必要だ、このように承知しております。

さらに、組織運営上の観点から申し上げますれば、地方公務員の共済組合制度というのは、短期給付及び長期給付の給付事業と福祉事業の三者を

そういう理想というものはあるわけですけれども、その中核をなすものでもございまして、大変大事なものなんですか、それが破綻の危機に瀕しておるのではないか、こういうような認識をいたしております。

○保利国務大臣 御指摘の基礎年金の部分、いわゆる一階建ての部分は、国民皆保険という思想のもとに、全員が加入をしていただくことを建前といたしておりますが、今委員御指摘のように、未納者が多いという現状は確かにございます。

かかるによつて、この基礎年金部分の財源のあり方についていろいろ論議がされているということも承知をいたしております。これは、今後とも政府部内において論議を重ねていかなさやならないことがあります。

直接的には厚生省が担当している分野でございますので、そちらでの御検討ということもありますが、地方公務員共済も基礎年金の中には掛金等を払い込むことによって関与をしておりますので、我々も全く部外者というわけではありません。そういうたとえで、今は御指摘のようなことがあって基礎年金が成り立たない状態になることを私どもは恐れますので、今後、政府部内におきましても、あるいは各関係機関におきましても、いろいろ検討がなされていくものだと思っております。十分関心を持つてそこらを見守つてまいりたいと思っております。

○桑原委員 基礎年金の部分で、結局、そういう制度全体の根本的な改革を行つていくときはないのではないかといふくらいいに、今が根本的な根本改革を行う絶好の機会だというふうにとらえておるわけでございますけれども、どうも政府のこれに対応する処し方というのは、そういう根本的な改革の発想が非常に乏しいのではないかというふうに思つております。

特に基礎年金の部分では、我々は、即國庫負担を三分の一から二分の一にと、将来的なこういう基盤年金の制度というのは、現在、国民皆年金の

税方式への移行というようなことも見据えて、そういった対応策が早急に必要だというふうに考えておるわけですが、まずその点について、根本的な改革の現時点における必要性といいますか、そういうことについてどういうふうに認識をいたしております。

○保利国務大臣 御指摘の基礎年金の部分、いわゆる一階建ての部分は、国民皆保険といふ思想の根柢に、全員が加入をしていくことを建前といたしておるのか、お聞きをしたいと思います。

○大野(松)委員 大変ありがとうございます。この点は承知をいたしております。これは、今後とも政府部内において論議を重ねていかなさやならないことがあります。

直接的には厚生省が担当している分野でございますので、そちらでの御検討ということもありますが、地方公務員共済も基礎年金の中には掛金等を払い込むことによって関与をしておりますので、我々も全く部外者というわけではありません。そういうたとえで、今は御指摘のようなことがあって基礎年金が成り立たない状態になることを私どもは恐れますので、今後、政府部内におきましても、あるいは各関係機関におきましても、いろいろ検討がなされていくものだと思っております。十分関心を持つてそこらを見守つてまいりたいと思っております。

○桑原委員 基礎年金の部分で、結局、そういう国民年金の空洞化的な現象が、共済年金であるとか厚生年金であるとかいうところの負担として転嫁をされていく、非常な不公正を生んで、それがまた年金に対するいろいろな意味での不信感を募らせていくのではないかといふうに私は思うわけですが、そういう点については、ぜひ早急な改革、そういうたたかいで、非常に不公正な政策をしっかり打ち立てていくことが大事だらうと思ひます。

そこで、今度の改定では、五%適正化、こういふうに思うのですけれども、私は、その中で、國民年金の空洞化的な現象なども踏まえますと、

○齊藤委員長 次に、桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原でございます。

まず、年金制度と申しますのは、やはり高齢社

会の社会保障の基礎をなす最も大切な要素だといふふうに思うのですけれども、私は、その中で、國民年金の

基礎年金の制度というのは、現在、国民皆年金の

うふうに「適正化」という言葉を使っておりますけれども、まさにこれはカットだと我々は思うわけです。その後の賃金スライドの廃止とあわせますと、私どもの試算でも、支給時では大体一〇%近くダウンをするのではないかと。例えば、現時点での試算でいいますと、支給水準が大体平均十七万円ぐらいとして計算をいたしますと、手取りが十四万五千円ぐらいになる。そうなりますと、これでは現在の東京の一級地の生活保護水準と余り変わらないようなことになるのじやないか、こんな試算もあるわけです。

そういう意味で、将来的に年金が生活保護水準と変わらないようなものになるとすれば、どういふ意味があるのかという、年金の意味そのものを問われることになりはしないか、こういうふうに思ふわけですが、どういうふうに見ておられるのをお考えなのか、どういうふうに見ておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○保利國務大臣 まず、給付と生活保護に対する給付とのバランスの問題であります。年金は、いわば保険料を払い続けてきた人に差し上げるものであるから、負担があつて受け取るべきもの。

生活保護の場合は、最低限の生活を維持するため

に必要な、いわば社会として最低限の生活を保障していこうというものです。考え方が全然違うわけ

で、いろいろ私も関心を持って調べてみました。

あなたがち否定し得ないところをございますが、

年金の最低水準と生活保護の基本部分を比べてみますと、明らかに生活保護の方が低い水準にある

ということを私ども感じております。しかしながら、生活保護にはそのほかにいろいろ加算措置

とかがございまして、それによって逆転すること

が間々あります。しかしながら、生活保護にはそのほかにいろいろ加算措置

とかがございまして、それによって逆転すること

が間々あります。しかし、年金は掛金を払い続けた人に差し上げるという趣旨から考えますと、将来の問題として

うふうに「適正化」という言葉を使つておりますけれども、まさにこれはカットだと我々は思うわけです。その後の賃金スライドの廃止とあわせますと、私どもの試算でも、支給時では大体一〇%近くダウンをするのではないかと。例えば、現時点での試算でいいますと、支給水準が大体平均十七万円ぐらいとして計算をいたしますと、手取りが十四万五千円ぐらいになる。そうなりますと、これでは現在の東京の一級地の生活保護水準と余り変わらないようなことになるのじやないか、こんな試算もあるわけです。

そういう意味で、将来的に年金が生活保護水準

と変わらないようなものになるとすれば、どうい

う意味があるのかという、年金の意味そのものを

問われることになりはしないか、こういうふうに

思ふわけですが、どういうふうに見ておられるの

をお考えなのか、どういうふうに見ておられるの

か、お聞きをしたいと思います。

○保利國務大臣 まず、給付と生活保護に対する

給付とのバランスの問題であります。年金は、

いわば保険料を払い続けてきた人に差し上げるも

のであるから、負担があつて受け取るべきもの。

生活保護の場合は、最低限の生活を維持するため

に必要な、いわば社会として最低限の生活を保障

していこうというものです。考え方が全然違うわけ

で、いろいろ私も関心を持って調べてみました。

あなたがち否定し得ないところをございますが、

年金の最低水準と生活保護の基本部分を比べてみ

ますと、明らかに生活保護の方が低い水準にある

ということを私ども感じております。しかしながら、生活保護にはそのほかにいろいろ加算措置

とかがございまして、それによって逆転すること

が間々あります。しかし、年金は掛金を払い続けた人に差し上げるという趣旨から考えますと、将来の問題として

うふうに「適正化」という言葉を使つております

けれども、まさにこれはカットだと我々は思うわ

けです。その後の賃金スライドの廃止とあわせま

すと、私どもの試算でも、支給時では大体一〇%

近くダウンをするのではないかと。例えば、現時

といいますか、あるいは緊急の問題かもしれないま

んが、いろいろなことについて検討を加えていく

必要があります。そういう点がないかどうかをチェックしていくことは必要だと私は思つております。

細部にわたります問題につきましては、もしお

許しがいたければ平林政務次官からも御答弁を

させたいと存じますが、私の考え方はそういうこ

とでございまして、社会生活をみんなで保障して

いくという生活保護水準、そこより下回るという

ことは私どもとしては本意ではないというふうに

申し上げておきたいと思います。

○桑原委員 大臣の御見解で十分ございまし

て、時間もございませんので先に進ませていただ

きますが、ぜひ、そういった矛盾が生じないよう

に、年金制度そのものに対する信頼が確保される

ような手立てを早急に講じること、その必要性が

あるということを訴えておきたいと思います。

それと、報酬比例部分の支給開始年齢を六十五

歳に引き上げていく、二〇一三年から二〇二五年

までの間にそいつた方策がとられていくとい

うことです。そこで、報酬比例部分の支給開始年

年齢を六十五歳までは一切支給されない、こういうこ

とにになりますけれども、まさに二〇二五年から

は六十五歳までは一切支給されない、こういうこ

とで、六十歳定年とその間に完全な空白状態が生

じていくわけでござります。公務員の場合には、

さきの国会でこの間を埋めようということで、そ

れなりの措置がとられたわけでござりますけれど

も、民間では全くそういうことはございません

。そういう意味では、地共済法とのかかわりもも

ちろんですけれども、総体的に見て雇用の保障を

どうしていくのかということが、確實にこの制度

の設定と連動してくるわけでござります。公務員

の場合は、再任用制度はございまして、すべて

の公務員がそれに該当するわけではありませんがございません。そういう意味では一部でございまし

て、基本的に、そういう制度をどうつくつて

いくのかというのが大変大切になると思います。

やはり、六十五歳までをしっかりとした現役の

枠組みの中でどうつくつていくのかということをあわせて打ち出していくないと、年金も不安だ、雇用もどうなるのかということでは、なかなかしっかりと将来像を描けないと私は思いますので、その点についてどう考えておられるのか。

○平林政務次官 桑原委員が御心配されるよう

に、公務に従事する人にそういう心配が起ると

いうことは、我々も大いに考えておかなければ

かねことだと思います。

ただ、今回の年金改正で考えましたことは、や

はり、少子高齢化が進む中で、現職の人と退職し

た人のいわば負担と給付のバランスということを

考えていくべきです。現職の人たちの負担が大きくな

り過ぎるという非常に重大な現象が起ると思

いますので、そちらのところを考えまして、負担

と給付のバランスをとることが不可欠だ、したが

いまして支給開始年齢の引き上げを行わざるを得

ないであろう。さまざまな手法を比較検討いたし

ました上で、他の方策と組み合わせることにより

まして実施をするということにいたしたものでござります。

具体的に申しますと、定額部分の引き揚げが完

了した平成二十五年度から支給開始年齢の引き上

げをスタートして、十分な時間をかけて漸進的

に実施をしようというわけでござります。

そこで、委員御心配の、六十歳代前半の生活を

支えるという観点で、どうやっていったらいいの

かという問題はやはりござります。そこで、高齢

者雇用の推進ということを、公務部門に限らず、

官民共通の課題として認識をしなければいかぬと

いうことであろうと思っております。

そこで、高齢者雇用の問題でございますが、當

面は新たな再任用制度の円滑な実施を図るとい

うことで、これが一番大事な課題であると考えてお

ります。今後とも、民間部門、國家公務員の高齢

者雇用施策というようなものを、地方公務員につ

きましても、十分に動向を踏まえながら適切に対

応していく必要がある。私どもも桑原委員と同様

の認識をいたしております。

そして、一方では再任用制度というものができまして、六十歳で終わってもフルタイムで働くよ

うな人は共済年金を掛けていくというような形を

継続しますから、そういう意味でのやりくりみた

いなものもあるのでしょうけれども、一方で受給者がどんどんふえていく。これは、国民

全体の傾向よりも、公務員に限つて言うと、私は

そういう傾向はかなり強いんじゃないかなという

ような気もするのです。

そういう意味で、共済制度の前途も相当急激な

変化があるというふうに見るわけですがれども、

その点に対する公務員共済としての備えという点

をどういうふうに考えておられるのか。そういう

ふうな予測をされておられるのかどうかも含め

て、ちょっとお聞きしたいと思います。

○平林政務次官 地方公務員に限つた問題という

わけではございませんけれども、今桑原委員が指

された年金制度の中でも、現職の人が少なくなる、退

職して年金給付を受ける人がふえてくるというよ

うな事態は、やはり地方公務員の内部でも深刻に

受けとめて、これを年金制度の中で対処をしていかなければいかぬ、そのように思つております。

そこで、全体的には、今回の改正によって、新しい時代に負担と給付のバランスができるだけ保

つという考え方で制度を組み立てたわけですがれども、今回の制度改革というのは、給付面での

見直しを行います一方で、財源率については当面

据え置く。当面据え置くと

いうことで、財政再計算の結果に基づいて適切な

水準になだらかに財源率を引き上げていくという

ことで、現職の人々の負担というものをできるだけながらに上げていくといふ思想を用いております。そうしていつて、長期的に収支の均衡を図るということが今回のねらいでございます。

○桑原委員 非常に厳しい前途があつて、それに合わせて給付を適正化するという表現をとられていましたけれども、そして負担を今後ながら漸増させていく、そういう対応の仕方で本当に年金の将来像というものをしっかりとものに描けるのかどうか、私はそこを非常に疑問に思つています。

従来から、大変厳しいから給付は少し減らして負担は少し、こういうような形でどんどん来たわけですねけれども、私は、ますます制度そのものの矛盾といふのが深刻さを増しているのではないでありますから、そういうふうに思つて、そこら辺を、こういうふうに思つて、それにはなだらかにいつくればそれにこしたことはないでありますから、そういうふうになるかどうかが、私は、やはり厳しい改革というものが相当眼に迫つてゐるのではないかというふうな気もします。もう少し根本的に大きな改革に向かわなければならぬ、そんな状況にあるのではないかと思ひますので、そのことは意見として申し上げておきたいと思います。

それともう一点、この制度に関連してですが、いわゆる再任用制度というものが成立をいたしました。再来年の四月からこれが実施になるわけであります。フルタイムで再任用される方と、そございます。フルタイムで再任用される方と、二通りがあります。それから短時間勤務で再任用される方と、原則として、厚生年金などに加入をするということになれば職域年金相当地額は支給をされる。こういうことのようですが、どうも試算によるところ、ある段階では短時間の人の方がフルタイムの人よりも年金支給額が多くなる、あるいは単位時間の収入を比較すると逆転する、こういうような

大変大きな矛盾が出てくるのではないかと言われておりますのですけれども、この点についてはどういふうに対応されるのか。矛盾と私は思うのですが、矛盾と認められてどうするのかということも含めて、お聞ききしたいと思います。

○平林政務次官 おっしゃいますように、フルタイムで再雇用された人と、そうでない短時間勤務で雇用された人、これを年金と合算した年収額を比較してみますと、一部に、フルタイム再任用職員の方が年収が少ない、年金が減額されておるのでありますから、あるいは年金が停止されておるというようなことがありますので、そういうようなことが起こり得ると申されておりまして、これはちょっと心配だなと思ひます。

フルタイムを選ぶか短時間勤務を選ぶか、再任用される人の選択の余地はあるわけですが、それでも、選び方によつて年収全体が少し変わつてくるということがございまして、ちょっとこれでは心配だなという気がいたしておりますが、今回の改正案におきましては、厚生年金の被保険者等前に迫つてゐるのではないかというふうな気もします。もう少し根本的に大きな改革に向かわなければならぬ、そんな状況にあるのではないかと思ひますので、そのことは意見として申し上げておきたいと思います。

それともう一点、この制度に関連してですが、いわゆる再任用制度というものが成立をいたしました。再来年の四月からこれが実施になるわけであります。フルタイムで再任用される方と、そございます。フルタイムで再任用される方と、二通りがあります。それから短時間勤務で再任用される方と、原則として、厚生年金などに加入をするということになれば職域年金相当地額は支給をされる。こういうことのようですが、どうも試算によるところ、ある段階では短時間の人の方がフルタイムの人よりも年金支給額が多くなる、あるいは単位時間の収入を比較すると逆転する、こういうような

そこで、年金の問題はそういうことで、私は、小手先の改革を重ねていても矛盾は深まるばかりではないか。こういった団塊の世代などがもう直近で年金受給資格者になる、そういう大きな一つの意味では制度の改革にとつてチャンスでもあるというふうに思ひますので、早急に根本的な改革、将来像の設定、これは単に年金にとどまらず、先ほどの介護の問題もそれから医療の問題も全部連携をしてくるわけですから、そこら辺をやはり制度間で十分連携をとりながら大改革に踏み切つていく、その時期がもう到来している、こういうふうに思ひますので、その御意見だけをもう一度申し上げておきたいと思います。

次に、大臣にお聞きしたいんですが、地方分権の問題でございます。先般の一括法の制定によりまして機関委任事務制度が、その廃止が長年の念願であつたわけですから、それはもう一度申し上げておきたいと思います。お一部にそういうことが起つておきまして、ちょっとこれまでおこなつた場合における所得制限が強化され、このような逆転現象といふのは一部緩和をされる、それがどうかといふのが、今後の日本の二十一世紀の改革にとって非常に大きなための改革要素であるといふことは変わりないと私は思ひますし、ますます積み残されておる問題も多いと思いますし、分権制度が、その廃止が長年の念願であつたわけですから、それはもう一度申し上げておきたいと思います。

先般の一括法の制定によりまして機関委任事務制度が、その廃止が長年の念願であつたわけですから、それはもう一度申し上げておきたいと思います。お一部にそういうことが起つておきまして、ちょっとこれまでおこなつた場合における所得制限が強化され、このような逆転現象といふのは一部緩和をされる、それがどうかといふのが、今後の日本の二十一世紀の改革にとって非常に大きなための改革要素であるといふことは変わりないと私は思ひますし、ますます積み残されておる問題も多いと思いますし、分権制度が、その廃止が長年の念願であつたわけですから、それはもう一度申し上げておきたいと思います。

#### 〔委員長退席、議員長代理着席〕

的には、勧告の中身はそういうものに思い切つて踏み込むことはできなかつたわけですね。

私は、この権限移譲も今後の課題として大きく残されておる。こういうふうに思ひますし、また、特に言われております税財源の問題についても、これは一定の段階から議論を始めるんだ、この議論をどういふうに進めていくのか、どういう段取りでやつていくのかということは、もう今のうちに青写真を出しておかないと追いつかない。地方債の残高にして、もう本当にウナギ登りでふえておるわけですね。ある意味では、国の財政よりもそういうスピードは速いと思うんですね。

そういう意味で、ぜひこういった問題についても見通しを立てなきやならぬわけですから、それらについて今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣 地方分権の問題はたびたびお尋ねをいただいておるわけでござりますけれども、国としての一つの方向を出し、そして前国会で地方分権一括法が成立をした。それで、国が持つておられます権限の一部が地方に移譲されたということはございました。しかし、私は、これは地方権限が縮みについたというか、最初のスタート台に立つたというような感じを持っておりまして、委員御指摘のとおり、これから本番がやつてくるという感じであります。

さらなる国から地方への事務、権限の移譲といふことにつきましては、地方におきます行政対応能力の問題もありましようし、それから政治レベルにおきましても、総論賛成、各論反対的な動きもあつまつとしていることは、いろいろな難しい要素が入つておると思いますけれども、地方分権の精神といふのは大事にしながら、そこをできるだけ早く地方法の実が上がるよう私たちは努力をしていかなければならぬ、こういうふうに認識をいたしました。五次の勧告で、権限移譲についてどうしていいかということであつたわけですから、最終

なお、そのほかに、今御指摘のように、税源をどういうふうに配分するかということにつきましては、私もせんじての政府税制調査会の中で、この点についての検討ができるだけ早くしていただきたいという趣旨の御要請もいたしておりますし、さらに、国庫補助金の整理合理化というようなことにつきましても、これはやがて大蔵省とも話合いをしていかなければならぬ、あるいは政治レベルでもいろいろ御相談を申し上げていかなきやならない大事な問題だ。そういうようなもの全部クリアしながら、両々相まってとか、いろいろな要素の整合性をとりながら進めていかなければならぬが、目指すべき方向としての的地方分権の方向というのは、国家として強く打ち出されているというふうに認識をいたしておりますので、その方向に向かって調整をし、実現がされていくよう努めを重ねてまいりたいと思ひます。

&lt;/

それは捜査上のことでいろいろと、そういうようなことで余り議論にならない。私たちの県警にはそんな不祥事もありませんでしたから、余計議論にもならなかつたわけですけれども、私はやはり情報の公開というのを、捜査上の問題にかかわることはないのではないか、すべきではないか。そして、警察がちゃんとした県民のそういう監視、眼の中であつかりと仕事ができるような仕組みをつくりていくことが県警のためにもいいんではないか、そして捜査上の問題についても、そういう意味では信頼をしていくことにつながっていくのではないかと私は思いますので、そういうふうにこの機会に考えてやろうとしているのか、そのことをあわせて聞きたいと思います。

平成十一年十一月十八日

八

○齊藤委員長 次に、中川正春君。  
○中川(正)委員 民主党の中川正春でござります。  
この国会から、政府委員の答弁はなくす、政治家同士のしつかりとした議論をしていこうじやないか、こういう体制ができてきたわけでありまして、その意味で、私も、できるだけ大まかなといいますか、重箱の隅をつづいたような話でなくして、ひとつしつかりとした議論をしていきたいと、いうふうに思っております。そういうふうに心がかけて質問をさせていただきたいというふうに思いました。

あるんですが、今回は共済組合法の改正などとあります。年金については、これは厚生省管轄といいますか、厚生年金の方で基本的にいろいろな議論があつて、その上で今回はこうした改革になつた、それにつき合う形で、共済年金も同列でいきましょうということが本意だというふうに思ふんですね。

しかし、さはざりながら、厚生年金の議論の中

でもあるいは年金全般の中でも、基本的に人口動態が変わってきた、あるいは経済構造も変わってきた。その中で、先ほども御指摘がありました、が、足りない分は給付率を下げる、あるいは給付の年代というのを先送りする、これが一つ。それから、前回の改正であつたように保険料を上げていく。こういう形で当面はつじつまを合わせていい。こうじゃないかということがずっと統いてきてるわけですね。

前回が保険料を上げたわけだから、今回は給付条件というのを、適正化という言葉になりますけれども下げていこう、あるいは給付の年代を先送りしよう、こういう改正になつたということあります。これについては、こういうことを繰り返していくとも、いわば対症療法を繰り返しても、今の年金制度というのは基本的な解決にはならないよ、この構造変化に向けて、抜本的

などと言われますが、そういう改革を視野に入れて今やらないと、先送りすればするほどその傷が大きくなる、あるいは将来の負担が大きくなってしまうのではないか、こうしたことの中でいろいろな議論が今出ているんだというふうに思うんです。

一つは、税でどこまで見ていくか。先ほど国民年金の話が出ましたが、国民年金については、今度は半分だけ、いわゆる三分の一から二分の一、半分まで税負担を引き上げていこうじゃないかという一つの流れ。将来は、これは先ほどもお話を出ていましたが、国民年金そのものは、いわゆる基礎年金そのものは税負担でもいいじゃないか、そういう議論が片方これあり、それからまた、二階建て、三階建てについては、これは確定給付から確定拠出あるいは積立型に組みかえていかなきやいけないじやないか、あるいはまた、民間にこれは任せていってもいいんじゃないかという議論。そんなのを含めて、根本的な構造改革というものが早いところ結論を見ていくということ。それで初めて、国民も安心した将来の人生設計というのを立てていけるんだろう、こういうことだと思うんですね。

この流れが一つあって、この共済制度については、またもう一つ深刻な話があるんだろうというふうに思います。それは、先ほどもちょっと話が出ていましたが、人口動態全体の話だけじゃなくて、将来の地方公務員の形態あるいは地方自治のあり方ということ、これを議論することによって、現職世代といいますか、現職の数が変わってくるということだと思うんです。

市町村合併の議論が出ています。あるいは、国ほど言うのは私はどうかと思うですが、いわゆる地方公務員のリストラ、削減、合理化、こういう話が出ております。恐らく、保険の再計算といふのはまだもう少し先というか、今やっている最中だというふうに思いますが、この再計算の中で公務員の数を将来どういうふうに設定していくかということによつても、本当にこうした場当たり的な対症療法が成り立つていくのかどうかとい

などと言われますが、そういう改革を視野に入れて今やらないと、先送りすればするほどその傷が大きくなる、あるいは将来の負担が大きくなつてくるではないか、こうのことの中でいろいろな議論が今出ているんだというふうに思つます。

一つは、税でどこまで見ていくか。先ほど国民年金の話が出ましたが、国民年金については今まで半分だけ、いわゆる三分の一から二分の一、半分まで税負担を引き上げていこうじゃないかという一つの流れ。将来は、これは先ほどもお話を出ていましたが、国民年金そのものは、いわゆる基礎年金そのものは税負担でもいいじゃないか、そういう議論が片方これあり、それからまた、二階建て、三階建てについて、これは確定給付から確定拠出あるいは積立型に組みかえていかないかやいけないじやないか、あるいはまた、民間にこれは任せていってもいいんじゃないかという議論。そんなものも含めて、根本的な構造改革といふものが早いところ結論を見ていくということ。

それで初めて、國民も安心した将来の人生設計というのを立てていけるんだろう、こういうことだと思うんですね。

そこで改めてお伺いをしたいんですけど、こういう諸要件がある中で、やはり厚生年金につき合うという形だけじゃなくて、共済制度は共済制度として、年金制度として独自の問題意識があつて、独自の議論がその中にあつていいと思うんです。これがそのまま共済年金として独立してマネージメントしていくのかどうかということも含めて、ひとつ自治大臣の所見、自治大臣のこれから取り組みというのをお聞きしたいというふうに思います。

○保利國務大臣 非常に基礎的な、根本的なお話を承りました。大変難しい問題だなと思いつつも、自分なりに考え方をお答えさせていただきたいたいと思います。

この流れが一つあって、この共済制度については、またもう一つ深刻な話があるんだろうと、ふうに思います。それは、先ほどもちょっと話が出ていましたが、人口動態全体の話だけじゃなくて、将来の地方公務員の形態あるいは地方自治のあり方ということ、これを議論することによって、現職世代といいますか、現職の数が変わってくるということだと思います。

市町村合併の議論が出ています。あるいは、国ほど言うのは私はどうかと思うのですが、いわゆる地方公務員のリストラ、削減、合理化、こういう話が出ております。恐らく、保険の再計算というのにはまだもう少し先というか、今やっている最中だというふうに思うんですが、この再計算の中かということによつても、本当にこうした場合たり的な対症療法が成り立つていいのかどうかとい

うことも、数字でずっと延ばしていくならもう確実にわかることなんですね。恐らく、そうした合理化を考えなくて、そのまま公務員の数を一定数に整えたとしても、将来は破綻していくだろう。さつきお話を出でいましたが、三七%の負担なんというのは到底できないだろう、こういうような話になつていくんだろうというふうに思つております。

そこで改めてお伺いをしたいんですが、こういう諸要件がある中で、やはり厚生年金につき合うという形だけじゃなくて、共済制度は共済制度として、年金制度として独自の問題意識があつて、独自の議論がその中にあつていいと思うんです。これがそのまま共済年金として独立してマネージメントいくのかどうかということも含めて、ひとつ自治大臣の所見、自治大臣のこれから取り組みというのをお聞きしたいというふうに思います。

○保利国務大臣 非常に基礎的な根本的なお話を承りました。大変難しい問題だなと思いつつも、自分なりに考え方をお答えさせていただきました。

大変恐縮ですが、私ことで申しわけありませんが、私が厚生年金を掛け始めたのは昭和三十三年のことでありますから、今からいえば四十年以上昔のことであります。そして、六十歳になりましてから、その年金が出てまいりました。給付を受けるようになつてまいりました。つまり、それだけ長いスパンというか期間をかけて、この年金制度というのは運用をされているということがあります。第一にあるうかと思います。

そして、これから先、例えば二〇一五年というような数字がよく出てまいりますし、それから先の形態についても出てくるというと、かなり長期にわたる制度というものが存在をしておるという中につけて、社会現象として少子高齢化というのだろうかということをやはりベースに置いて、物を考えていかなければならない。

それから同時に、こういう長期にわたる約束でありますから、昔の約束をほごにするというわけにはまらないという意味で、どうしても、調整を想定しながら改革をしていかなければならぬい、そんなふうな認識を持つておりますが、これを改革していくということは非常に難しいことだなと思つております。

どなたでも年金の給付というのはたくさん受けたい、また若い世代にとつては保険料の掛金はで生きるだけ低い方がいい、そういうわざ二律背反をした考え方がある中での調整作業でありますから、これは、各般の御意見をよく伺いながら、長期的に、長期的にといいますか、真剣に検討を加えていかなければならぬ。政治議論としても非常に大事な議論である。私が申し上げたかったのは、長期にわたる制度である、それから、その間に社会現象として人口問題が非常に大きくなりつつある。それらを両々相まっていろいろ考えていますが、なかなかならないところにこの年金改革の難しさというのはあるのだな、こう思つております。

それから、地方公務員共済が独自な姿でというお話がございましたが、それについても、論点は私もよくわかります。特に、地方分権をこれから推進していくこうとする中では、国家公務員と地方公務員との関係というのは、これからは課題ではありますけれども、やはり変化してくる可能性があります。その変化をしてくるぐあいというのは、まだ星雲と言つてはなんですけれども、方向性としては地方公務員の方の充実を図つていかなければならぬといふのは地方分権の一括法の精神でありますけれども、そのところを考えますと、やはり地方公務員共済というのもその観点を入れながら検討を加えていくべきもの、そんなふうに承知をいたしております。

すが、ちょうど団塊の世代の一一番最後の方にひつ  
かかっているのですね。私たちの世代の感覚から  
いうと、今の数字の推移を見ていてますと、先ほど  
大臣が言われたような悠長な話じゃなくなつてしま  
っているのですね。今年金をもらつている人たちは  
それでいいですよ、しかし我々の世代はどうなる  
のですか、こういう問い合わせをしなければいけな  
い、そういう時期に既に来ているわけです。ですから  
から、ド拉斯チックな改革じゃなくて徐々に徐々に徐々に  
にということになりますが、今のこの改革を目  
て、今のこの数字の動かし方を見て、これは改革  
にはなつていない。これは改革じゃなくて、現状  
にすり合わせただけの話なんですね。制度そのもの  
のは現状そのままなんですね。

そういうことを指摘していきたいと思いますし、厚生省、いわゆる当事者に任せていくだけじゃなくて、我々のサイドとしては、やはり地方政府の職員、この人たちの将来に対する責任を持つ形で、やはり主体的にここは議論をしていかなければいけない、こんなふうに思います。ですから、先ほどのお話、もうちょっと具体的に、問題意識があるのかと思ったら、いやそれは長い長い話なんですよということで終わられてしまふと、これは議論にも何にもならないということだと思うのですね。

ひとつ具体的にお話を聞きたいと思うのですが、この共済制度というのが、このままいわゆる独立した形で運営をしていくということが正しいとお考えなのかどうかということですね。その相手は何なのかということ。それをやれば、リスクは非常に大きいと思うのですよ。リスクは非常に大きいと思うのですが、それでも行くのかということですね。これが一つ。

それからもう一つは、財源の関係で、税といふものがあり方と、それから保険制度をどういう形で維持していくのか。先ほど、一七%ぐらいが全体の保険料、いわゆる負担率の平均的なところでしょうというお話を出ましたが、だとすればそこほのかをカバーしようと思ったら、これは税など

ですね。そういうつもりでさつき言われたのかどうかということですね。そんな基本的な認識というのを、大臣、ひとつ聞かせていただきたいとうふうに思います。

○保利國務大臣　国民どなたでも、老後の、いわば現職を離れてからの生活はどういうふうに維持していくかということについては、高い関心がある。そこに、現在日本では年金制度をとつておる。その年金制度にはいろいろなパターンがある。そういうふうなことを考えますと、この年金制度そのものを今すぐ全部なくしてしまうというようなことは、私はちょっと無理ではなかろうかなと思ひます。先ほど長期と申し上げましたが、掛け金を掛け続けてこられた方々に対しては、それはやはり年金という形で支給していくことが当然だと思います。そういう認識でおるわけでござります。

それから、今一七%、正式には一七・三五といふ厚生年金における掛金率のお話でございますけれども、これが、一二〇二五年には三四・五%ぐらいにこのままの制度で置いておけばなるであろう、そのままでいいですかという問い合わせが国民全体にいわばされているのだろうと思います。

御負担をなさる世代からいえは、もっと低くなければいかぬ、一七%でもきつい、もっと下げろみたいなお話をもう少しもれません。しかし、給付を受ける世代からいえば、給付を下げる事はないようにしてください、こういう意見も出てくるだらうと思います。そんなことを両々相まつて物事を考えていかなければならぬと思うわけでありまして、急に今大かじを切つてしまふといふことは、この年金制度というもの性格からいいまして、少し無理があるのでないかなという感じがいたしております。

それから、財源問題については、税方式にするか、あるいは掛金方式、いわば保険料方式にするか、これは非常に難しい議論でございますが、これから先どういうふうにやつていくかという点については、各般各層で御論議をいただいて決

○中川(正)委員 次に、共済制度は、保健、短期、それから長期、この三つの会計に分かれているというふうに認識をしているのですが、その中の共済組合の施設ですね。これが非常に気がかりになつてゐるものですから、ちょっと質問をさせたいだきたいたいと思うのですが、資料を見ていましたと、宿泊施設をそれぞれの共済組合が相当經營しているわけであります。

それで、つまりかな資料が手元に届いていないので改めて聞くのですが、それぞれの宿泊施設、経営状況がどんなふうに流れできているか。少なくとも、私の手元に届いておる資料を見ていますと、いわゆる定員利用率といいますか、この宿泊施設の稼働率が非常に下がつてきているのですね、平成六年からずっと十年にかけて。これは、もし民間でこういう数字でやつしていくとすれば、相当赤字を覚悟で経営をしていかなければならぬという一般的な数字なんですが、具体的に言えば、例えば定員利用率でいくと、もう五〇%を切れているところ、地方職員共済組合あたりが四八・八、それから市町村職員共済組合が五六・一。稼働率でいっても、地方職員共済組合の方は五八・二。普通、七〇%以上はなければいけないということなんですが、非常に低い値になつてきています。これは下がつてきてるということですね。平成六年ころはそんな形じやなくて、まあまあ七〇%台で推移していったということなんですね。これについて、どういふうに御認識をされておりますか。

○平林政務次官 私も、その個々の宿泊施設の経営状況、あるいはおつしやいます稼働率につきましてつまびらかにいたしておりませんけれども、私は鳥取県に住んでおりますが、鳥取県の地方共済、これは県の職員、それから教育公務員の公立共済、あるいは警察共済、そのような施設がござります。もう一つは、市町村の共済の施設がまた幾つかございます。その状況を聞いております

—

と、おつしやいますように、利用率低下の傾向がある、こういうことは私も聞いております。その原因というのは、これはさまざまございましょうけれども、結局、親方日の丸的な経営が常に潜在的にあるということございましょうし、あるいは施設の老朽化とかさようなことに対する対応できないで、サービスがいわば低下するため、利用するお客様がだんだんと減りてくる、このような傾向も見られるかと思つております。

やはり、共済組合といえども独立採算でござりますから、独立採算の見地から、そういう施設の存廃あるいは継続するための方策を見出すというようなことを個々に検討して、真剣に考えていくべきものだ、さように思っております。

宿泊経理収支状況という、これは個々じゃなくして全体の、これはオープンになつてある資料ですが、見ていてますと、施設収入そのものが八百七十九億七千二百万円ですね。それに対して、保健経理、共済から出でている方ですね、その保健経理から繰り入れされているのが二百八十三億円あるのですね。それでこの宿泊施設はやつてある。だから、その分、そこに宿泊する会員に対してもは低料金でサービスをしています、その差額を埋めます。という理屈はわかるのです。

ところが、会員そのものが泊まる利用割合とい  
うのが、これは半分ぐらい、五〇%切れてきて  
いるのですね、これもまた。そういう状況だから、  
これはひとつ、本当にこういうような施設を経営  
していくことが必要なのかどうか、この制度自体  
が必要なのかどうかということも含めて、一度メ  
スを入れる必要があると思います。  
それから、さらに言えば、長期保険制度の中か  
ら、これも私、資料を見ていて改めてこれはと  
思つたのですが、長期経理資産、これは年金資産  
ですね。この年金運用の金額の中から宿泊経理に  
対して六百七十四億円、いうものが貸し出しされ  
ているのです。貸付金として計上されているので

ね。これは、このままでいつたら焦げつついで、この長期経理資産、年金まで問題が出てくるのじゃないか、こういうことだろうというふうに思うのです。

これは、この施設運営に限ったことじゃない、今日本じゅうで恐らくそれぞれの団体、それぞれの組合で同じような問題が起ころっているわけですね。だから、やはりこれは捨ておかないで、ひとつメスを入れていただきたい。改めて、これに對して調査結果をこの委員会に報告をしていただきたい、これをお願いしたいと思うのです。

○平林政務次官 おっしゃいますように、保健経理から出しておるというのは、これはある程度合理性があるうかと思います。組合員の利用を低廉な料金でやるということで、ある程度理由があるかと思いますが、長期から宿泊に貸し付けるといふのは、これは一種のやりくりでござります。ありますから、さよくなものが膨大な額に上つて、しかも償還不能というようなことになりますれば、これは個々の共済組合の経営に大きな影響がござりますので、こういうことはよく注意してやらなければいかぬと思つております。

いずれにいたしましても、委員御請求の資料につきましては、できるだけ整えまして、後日委員に提出いたしたいと思います。

○中川(正)委員 次に、せつかくの機会でございまして、介護保険、今問題になつてゐる介護保険という問題を、地方分権の角度からぜひ大臣に認識をしていただきたいという気持ちを込めて、御質問をさせていただきたいというふうに思うのです。

けさも、自民党的サイドには市町村会の代表のみさんが方が詰めかけて、ああいう形で急に保険料を取らないといふのはけしからぬじゃないかといふ陳情がありましたし、もちろん私たちのところにもファクスが毎日のよう届いていますし、いろいろなところから声が出ております。全国知事会もしかり。そして、私の地元でも、各市町村、県、それぞれ戸惑いを持ちながら、本当に遠慮し

ながら、何ということをしてくれたんだということを今聞かせていただいております。  
自治大臣の立場から、今回の、保険料を半年取らない、そしてあと一年は半額にしますよ、こういう決定をしていった三党合意に対し、どういうお考えをお持ちなのか、まずお聞きをしたいと、いうふうに思います。

市町村におきましては、いろいろな広報紙等を通じて、こういう形でこれから保険料をちょうどいするのだなどいうことのPRを随分以前からしておつたということを考えますと、急に取らなくていいんですよという形になるということは、若干の混乱を起こす要素の一つかなという感じがいたしております。

ただ、与党三党の中で話し合いまして、この制度を円滑に導入していくためには、どうしてもかかる措置が必要であるという旨の申し入れがあり、政府としてそれを受け入れ、そのような措置を講じたものでございまして、ここのこところは市町村の皆様方にも御理解をちょうだいいたしたいと思いますし、私どもとしても、御理解をいただくべく努めてまいらなければならない事項かな、こんなふうに考えておるわけでございます。

○中川(正)委員 自治大臣、市町村長の物の考え方、問題意識というものは、同じよう共存していただきたいですね。さっきのお話だと、もう何か最初から三党合意の話に巻き込まれちゃって、完全に向こうのサイドに立った話だというふうに思えるので、やはり一言でも二言でも市町村の立場に立ったコメントというのが欲しいなというのが率直な私の気持ちですね。

それを含めて、もう一つ具体的に、ぜひ推し進めさせていただきたいということがあるんです。

それは、さつき地方分権一括法案の話が出ていましたけれども、あいう流れをつくっていくこれまでからの国の地方分権の課題の中で、まず実験台が

だつたんですね、介護保険制度というのは。それだけに、市町村長の裁量権、あるいはそれをの保険料まで決めていくというその作業の中で、一遍試しにやつてくださいよという、そんな気持ちで我々も見守ってきたというふうに思うんですね。それで、そういう形の中です町村長も腹くくつて、市民に対して、給付と負担の関係、これからはしっかりとしていくじゃないですかといふ説明をした。

たから やはり自治大臣としては市町村長に  
あんたたちそこまで我々と一緒に腹くくつてくれ  
たんだから取りなさいよ、国は法律で決めている  
わけじやないんだ、三党合意も合意しただけなん  
だ、取ろうと思つたら法的にも取れるんだ、だから  
ら取りなさい、こういうことが言えないのでですか。  
○保利國務大臣 この全体の流れは、内閣全体と

して与党の申し入れを受けて方向性を決定しておりますから、内閣において連帶責任を持つております私からこの制度についていろいろと申し上げるという立場はないことは、御理解をいただきたいと思うのであります。

○中川(正)委員 少なくとも、二つの問題を提起していただきたいと思うんですよ。自治大臣がやはり音頭をとつて地方六団体を集めて、この問題についてしつかり皆さんと協議していくこうじやないか、そういうスタンス、これを持つだけでも、ああ、やはり自治省というのは違うんだなという感じになるわけですよね。ぜひそれをやってください。これが一つ。

それからもう一つは、あと、補てんをするのに交付金というのを出しますよと。それで、この国に七千八百五十億円計上されてくるわけですね。これの交付要綱について、自治体によって

は、市町村長によつては、腹のある人は、私のところはもうその体制ができたんだから取りますよといふ人たちも出てくるはずなんですよ。そういう人たちに対してもいいじやないか、取つたらその交付金を出さないといふんじやなくて、取る取らぬにかわらず交付金というのは一律に出しますよ。七千八百五十億というのは国會でこれから承認していくわけですから、その予算といふのはもう確保されているわけですから、だから出しますよといふうな形で交付をする。本来なら、この交付金というのは税で賄われてはだめなんですよ。本来なら、これは保険会計の中へ、各自治体の保険制度の中へ向いて組み込まれなきゃいけない部分なんです。ところが、今回、赤字国債でそれを補てんするということは、これは税で賄われるということですから、この介護保険制度そのもの、これの根幹を変えていく話だし、もとの話に戻していかなきゃいけない議論なんですけれども、それを無理やりに今回のような形態でやろうとしているわけです。

そういうことについても、やはり地方自治体へは説明責任があると思うんですね、なぜそなのかと。いうこと。だから、それをしようと思つたら、結局できない。できないですから、結局できません。でも本当に矛盾している話なんですね。

だから、少なくともこの交付金、補助金というものは、地方自治体によって、そのまま受け取つて我々やれるんだな、格好だけじゃないんだなと。だから、少くともこの交付金、補助金といふことを確認させるためにも、私のところは徴収しましたよ。そういう自治体に対してもこの交付金は差別なしにおろすといふうなところまでは頑張つていただきたい。

この二点なんですが、どうですか。

○保利國務大臣

まず、先ほど私が御説明申し上

げたことについては御理解をいただきたいと思うのですが、今度の予算措置の中で七千八百五十億入れて、それを介護保険制度導入のためにいわば最初の援助措置としてこの円滑な導入のために使っていくということについては、今まで各団体とは話し合いをいたしておりますし、趣旨の説明等の努力はしておりますけれども、委員御指摘のとおり、今後とも十分お話をしなければいけないし、そのときに地方自治体における悩みといふものは私どもでよく耳聴していかなければならぬ、そういう立場にあるのだろう、こう思つております。この制度を円滑に導入するということの中から出てきた知恵だと、いうふうにお考えをいただきたいと思います。

いましては、やはり今申し上げたような趣旨が生かされるように使われるべきもの、こういうふうに考えておりますので、その趣旨以外というのになかなか使いにくい資金にならうかと、国から直接に出てまいりますので。そういう一定の制約条件があるものだ、そんなふうに理解しております。

○中川(正)委員 時間が来たようですから、終わります。

○春名委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

給付と負担の均衡ということで今度の方針が出されているわけですが、率直に言いまして、負担は増大していく方向、給付は減ということになつて、それがまた年金の扱い手を減らしていく、そして将来不安を広げていく。私は、そのことでまた公的年金制度の根幹が崩されていくという悪循環になつているような気がするのです。

国会の代表質問でも、本会議での質問でも日本共産党は提案しておるわけですが、一つは、基礎年金の国庫負担を国会決議どおりに直ちに三分の一から二分の一へと引き上げる。第二に、巨額の積立金を計画的に取り崩すなどの、あり方を見直す。第三に、労働条件や育児、介護制度などの改

善を行つて、特に女性労働者などを中心に扱い手を二割程度ふやす努力をする。こういう三つの方向の努力と寒行によつて、負担増なく現在の給付水準を維持する、そのためには三つの方策が必要だということを申し述べております。引き上げれば一番いいのですけれども、そうならない

事態もありますので、今の給付水準は維持しようとすることを考えたときに、私たちも試算して、

まず第一に、厚生年金部分、職域年金相当部分の支給開始年齢を六十五歳に段階的に引き上げる、この問題であります。

同僚委員からも今質問が出ましたけれども、定年は六十歳、支給は六十五歳、率直に、この間の生活保障は一体どうなるんだろうかというのはまさに不安中の不安であります。先ほど来一定の御答弁がありますけれども、私としてもここは重

大な関心事でありますので、改めて大臣に御答弁いただけたらと思います。

○保利國務大臣 答弁の前にでございますが、負担なく給付をふやすというのは、税金を余計に

いただくかかる赤字国債を発行するかしかな

いように思います。それはやはり無理ではないだ

ろうかなと思いますので、そういう意味では、負

担増をできるだけ軽くして、給付はできるだけ維持をするという事が認識としては正しいのではな

いか、こんなふうに私は思うわけでございます。

今御指摘の、支給開始年齢を段階的に引き上げていくということについての御懸念でありますけれ

ども、それにつきましては、支給を削減していく

ただくという手もありましよう、さらに、当面

は、新たな再任用制度の円滑な実施を図ることが大きな課題であるか、こんなふうに思つております。

○春名委員 私は先ほど、大臣、負担増なく現在

の給付水準を維持する、そのためには三つの方策が

必要だということを申し述べております。引き

上げれば一番いいのですけれども、そうならない

事態もありますので、今の給付水準は維持しよう

とすることを考えたときに、私たちも試算して、

しかも各団体とは話し合いをいたしております

し、趣旨の説明等の努力はしておりますけれども、委員御指摘のとおり、今後とも十分お話をしなければいけないし、そのときに地方

自治体における悩みといふものは私どもでよく耳

聴していかなければならぬ、そういう立場にあ

るのだろう、こう思つております。この制度を円

滑に導入するということの中から出てきた知恵だ

と、いうふうにお考えをいただきたいと思ひます。

まことに、私は痛感をしております。

そのことを前提に、今回の改定の中身につい

て、問題だと思っている点を幾つかただしていき

たいと思います。

ふうに私は痛感をしております。

そのことを前提に、今回の改定の中身につい

て、問題だと思っている点を幾つかただしていき

たいと思います。

まず第一に、厚生年金部分、職域年金相当部分

の支給開始年齢を六十五歳に段階的に引き上げる、この問題であります。

同僚委員からも今質問が出ましたけれども、定

年は六十歳、支給は六十五歳、率直に、この間の

生活保障は一体どうなるんだろうかというのはま

さに不安中の不安であります。先ほど来一定の

御答弁がありますけれども、私としてもここは重

大な関心事でありますので、改めて大臣に御答弁

いただけたらと思います。

○保利國務大臣 答弁の前にでございますが、負

担増をできるだけ軽くして、給付はできるだけ維

持をするという事が認識としては正しいのではな

いか、こんなふうに私は思うわけでございます。

ただくかある赤字国債を発行するかしかな

いように思います。それはやはり無理ではないだ

うかなだと思いますので、そういう意味では、負

担増なく給付をふやすというのは、税金を余計に

いただくかある赤字国債を発行するかしかな

&lt;p

までに、平均余命や経済の動向等を総合的に勘案して設定されることになるわけでありまして、まだ設定をされていないということをございます。

○春名委員 平均余命の問題とか経済動向などを勘案するということは、当然そうでしょう。

今、日本の実施している国民年金の繰り上げ支

給率が、六十歳の支給の場合は五八%ですね。だから、半分ぐらいなんですよ。ドイツは八二%，スウェーデン七〇%，アメリカは六十二歳支給で八〇%。これらと比較しても非常に低いわけです。こうしたレベルでは生活を守ることはできないのじやないかと私は思うのですね。

地方公務員で退職後に再就職される方というのは、平成八年度の自治省の調査で、地方公務員の退職及び再就職の状況というのを調査されます。これが一番新しいものだと思いますが、再就職される方は約四〇%ということです。その上、昨今の雇用情勢がある、再任用制度はごく一部に限られるという事になりますから、やはりかなりの人数で六十歳から六十五歳の間の空白が生まれざるを得ないというのが今の状況だと思うのですよ。それをやむなしというふうにお考えなのが。そういう再就職しない方は年金に頼らなくとも生活できるんじやないか、こういう御認識であればそれでも構いませんけれども、その根拠、そのあたりはどうのように御認識されているのか、どうでしよう。

○木寺政府参考人 御指摘のように、今回の制度改正によりまして、二階部分と申しますか、給与比例部分の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に引き上げるわけでございます。ただし、それも長年にかけて漸進的に引き上げていくということが一つあります。

それと、六十歳代前半における雇用の確保といふものは、これから本格的な高齢化社会の中におきましては、公務部門だけでなく、民間も含めまして、希望する方々につきましてはできるだけ雇用の機会を確保するということを目指して、

社会全体がやはり努力していかなければならない

というふうに考えていくところでござります。

私もおきました、やはり民間部門、それから国家公務員の動向等を踏まえながら対処してまいらなければいけないものだというふうに思つております。

○春名委員 長寿社会の中で六十歳前半の方々を現役として扱っていくというのは、もちろん働く意欲もありますし、私は必要なことだと思うのです。ただ、そのことの努力を万全に尽くしながら、その先に六十五歳支給という問題が提起されてくるのが普通であって、逆だと思うのですよ。このままでは生まれてしまうんですよ、空白が。

再任用制度もさつき言つたように御努力の一つかずれども、そういう方々は仕方がないとあきらめてもらうしかないということでは困るわけですよ。

自治省の退職共済年金の生活実態調査、これも平成八年度のものでしかれども、これを見ますと、世帯主の平均生活費が二十七万九千円、平均年金月額が二十三万円、生活費の八二・四%を年金に依存しているという自治省さんの数字が出ております。そして、年金の使い道についてという間いでも、七六・五%が日常の生活費に全部充てております、こういうふうに書いております。皆さんの御調査です。

多くの労働者が毎月高い保険料を二十五年以上も払い続けるのはなぜかといえば、やはり退職時から年金がもらえるんだという老後の生活設計が見通せるからこそ御努力をするわけですよ。ですと七年度にかけまして、二階部分と申しますか、給与比例部分の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に引き上げるわけでございます。ただし、それも長年にかけて漸進的に引き上げていくということが一つあります。

それと、六十歳代前半における雇用の確保といふものは、これから本格的な高齢化社会の中におきましては、公務部門だけでなく、民間も含めまして、希望する方々につきましてはできるだけ雇用の機会を確保するということを目指して、

物価上昇率のみで改定するということになると思

います。

基本をお聞きしておきたいと思います。今までどのような趣旨、また意義で賃金スライドを実施されてきたのか、このことについてまずお答えください。

○平林政務次官 先ほどの六十歳から六十五歳までの人たちの問題は、いろいろな議論を経て、結局、給付開始年齢を長い時間かけて上げていく、給付と負担のバランスという観点からやるわけがありますが、長い時間の間に、再雇用とかあるいはほかの企業への就職とか、そういうような体制も順次整えていかなければいかぬ、こういうような考え方で今回改正が考えられたと思っております。

それから、六十五歳以降の物価スライド、これはやるけれども、賃金スライドの方はやめてしまふ、こういうお話であります。歴史を振り返ってみると、年金額の改定をやる場合には、昭和六年の年金制度の大改定以降は、五年ごとに財政再計算をやる、その再計算の時点において、現役世代の賃金水準の上昇分を年金額にも反映させるために、算定の基礎になります平均給与月額に現役世代の賃金上昇率を反映させる、そういうやり方で年金額を改定してきたわけでございます。これは、その以前から厚生年金で行われておられます。

そのため、算定の基礎になります平均給与月額に現役世代の賃金上昇率を反映させる、そういうやり方で年金額を改定してきたわけでございます。これは、その以前から厚生年金で行われておられます。そして、年金受給者にも当然享受してもらいたい、配分していくという趣旨からこれが一緒に実施をされている、こういうふうに私は理解いたしました。

その点で、今度賃金スライドというのをなくしていくことになりますと、早い話が、年金生活者の方には生活水準の向上は我慢してください、配分していくという趣旨からこれが一緒に実施をされている、こういうふうに私は理解いたしました。

六十歳から六十五歳の話ですけれども、政務次官、この長い期間ならしをしながら順次整えていく、それは結構です。そうであれば、前回の国会で議論した、少なくとも再任用制度を、希望する方には基本的には職が行く、そういう方向に改定していくというのは、その中の重要な条件ではないでしょうか。その点の御決意はいかがですか。

○平林政務次官 これも先ほど申し上げましたようにいきさつで、厚生年金の制度も今回改める、こういうことから、地方共済とかそういうところも同調した、年金制度全体の問題として同調したといういきさつになるわけでございますが、厚生年金におきましては、給付と負担のバランスを図るためにいろいろな方策を考えた結果、その一つとして、賃金スライドを行わないということを決

めたということです。

これは、現役世代の、負担する側の賃金上昇が、最近伸びが非常に低下をしてきております。そういう中で、賃金の上昇、すなわち労働生産性の伸び分までそのまま引退世代に対して年金額の上昇として保障するということは、社会の実態からいたしまして困難になつておるという考え方をとつたわけであります。

それから、受給者の方は、通常、高齢になるほど消費額が低下傾向にあると考えられる。これも、全体として年をとつてくれば余りお金を使わなくなるという、そういう傾向でございます。したがつて、既に裁定を受けた今の給付を受ける側の年金額については、物価スライドを行うことによつて購買力は確保できるであろう、そういうぐあいに割り切つたということでございます。

それから、このような議論をする場合には、諸外国でどうかというお話を当然出てくるわけでござります。そこで、諸外国で見ますと、賃金スライドを行つておる国はほとんどないという状況でござりますので、それではひとつ辛抱してもらうかというようなことで、今回の制度ができるものと思つております。

○春名委員 要約すると四つぐらいの理由を並べていただきましたけれども、ただ、賃金スライドというのはやはり残してほしいという声が大きいのですね。私の部屋にも、例えば高知県市町村職員年金者連盟からはがきがたくさん来ておりました。将来とも、現行の給付率及び算定方法によつて努力してもらいたいという要望が非常に強く出ておりますね。年金者連盟です。

今四つの理由をおつしやいましたけれども、要するに、今まで共済年金でも、例えば八五年の基礎年金導入以前も、年金額の改定によつて、その改定の中で実質的に賃金スライドを行つていうことでやつてきました。それから、給付水準が実質引き下げになつた八五年の改定時にも、その新制

度の中でも、財政再計算時に賃金再評価をやつて、これは名目賃金で賃金スライドを行つてきました。それから、九四年の改定では、これが

名目賃金から手取り賃金の伸びになつて、伸びは下がるようになされたわけですね。それが処分所得スライドという形でこれも残してまいりました。これは、曲がりなりにもずっと苦労して残してきているものですね。

その理念というのは、少なくとも生活水準の向上を、年金生活者だつて、その水準の向上的分を享受する権利がある、そういう確固とした理念があつたのではないですか。私はそういうふうに勉強してみて、政府自身もそういう認識でやられてきたと思うのです。その認識は、今はもうないのでしょうか。生活水準の上昇分を年金受給者にも当然享受するというのが、今まで御努力をされてきた理念だった。その理念はもうやむなし、四つの理由を言われましたけれども、厚生年金もそうだし、諸外国を見たらそうだし、消費が低下傾向にあるだとか、いろいろな御理由を言わされましたけれども、その大事な理念というのはもう放棄しそうということとの結論になつたのでしょうか。私はそこを確かめたいのです。

○平林政務次官 一九八五年の改正とというのは、昭和六十年でございますから、私もこの委員会で参考をいたしておりました。そのときにも、この問題についてはいろいろな方向からの議論があつたように、うろ覚えでございますが、今でも覚えております。

ただ、その時代からまた今日、十数年が経過をいたしました。冒頭に申しましたように、若い人、これは給付を受ける側、この両方からの打ち返し打ち返しの議論をやりました結果、今回の改定では、冒頭に申しましたように、若い人、負担をする側、それから退職後の年とった人、これは給付を受ける側、この両方からの打ち

改定の非常に重大な問題が横たわつてゐるようになります。

そういう改定と報酬比例部分の5%引き下げをあわせますと、この制度が完結して支給が始まることを二〇二五年には一体どうなるのかということをちょっと聞いておきたいんですね。

厚生年金の場合は、夫が二〇二五年に退職する夫婦への影響額ということで、生涯給付額でされども、現行では五千三百万円給付を受けられるけれども、これが改定された後は四千三百万円ぐらいいなるだろう、一千万円の減額になるだろうと厚生省は御答弁されています。九九年三月三十日、年金局長の答弁です。

つまり、二〇二五年に受給を開始する場合の生涯受給額は、言われていており、現行より約二割ぐらい全体として下がるだらうということが既に答弁あるんですが、同様の条件でこの共済年金、地方公務員に当てはめた場合はどうなるのか。具体的な数字があればぜひ私はお聞きしておきたいと思うのですが、いかがですか。

○木寺政府参考人 厚生年金におきましては、既にことしの財政再計算が終了しております。この収支見通しをもとに、今回の法改正に伴う二〇二五年時点における生涯年金受給額等について、推計をされたものといふうに承知しております。

地方公務員共済組合の財政再計算につきましては、これまでの経緯から、地方公務員共済組合連合会におきまして平成十一年の十二月一日に行うこととしております。その結果は、十一月末までに自治省に報告をいたすことになつております。

したがいまして、現時点では今回の制度改正在正から賃金スライドはストップ、こういう結論を

両者の側の折り合いをつけるために行つた、私はいささか個人的な見解も申し上げましたけれども、さように理解をいたしております。

○春名委員 以上申し上げた二点、私は、今度の

れをのんでくださいというのは、私はどうしても承服できないですね、はつきり言いまして。厚生年金と横並びだとということで納得できるようなものじゃないです。このことを厳しく指摘しておきたいと思います。

重大なことは、こんなことを続けていけば、私、危惧しているのは、国際的な基準、ILO基準ならこの年金支給が下回ることになつてしまいかねないんじゃないかということを心配しております。ですから、その点、一問聞いておきます。一九七六年にILO百二号条約を日本は批准いたしました。これは、イギリスやドイツやフランスなど先進国も批准していて、四十カ国が批准しております。

この百二号条約というのは、近代国家が達成すべき社会保障の最低水準を国際的に打ち出したものと広く言われています。この条約によりますと、老齢の場合の年金年齢に達した妻を持つ男子で、拠出期間が三十年以上の場合、男子平均賃金または本人の従前所得の40%を最低基準にするというのをこのILO百二号条約が打ち出しています。

それから、六七年に、これは批准はしていませんが、ILO百二号条約というのがありまして、これは賃金の四五%、これを最低基準にして年金支給するということが言われているわけです。しかも、これは総報酬制の話であります。つまり、ボーナスを含む現金給与の総額の四割あるいは四五%ということなんですね。

ですから、日本ではどういうふうに読みかえできますか。たしかに、これは総報酬制の話であります。つまり、ボーナスを含む現金給与の総額の四割が含まれていませんので、日本の場合は、ボーナスが年間三ヵ月あるいは六ヵ月近くあるというふうに読みかえて、これを下回らないようにしようとすることで実施をしてきたわけです。それがこの間の経過です。

そこで、お聞きをします。

本会議で、小淵総理は、受給開始時には現役世代の手取り年収のおおむね六割程度を確保するとということを、丹羽厚生大臣も言っていますが、これは全体のことですけれども、年収ということになりますが、おおむね六割程度を確保するということはどうなるのか、その点は共済年金の場合はどうなるのか、お答えいただきたいと思います。

○平林政務次官 私も自分で計算したわけではございませんので、事務局が考えておりますことを申し上げますが、年金の平均的な水準と申しましても、前提の置き方がさまざまある、こういうことでございまして、一概には言いにくいものでありますけれども、地方公務員の退職共済年金、新規裁定をいたします退職共済年金の額について、厚生年金のモデル年金の条件をもとに、モデルは厚生年金と同じようなものだと考えて試算をいたしました、厚生年金と同様に、今回の制度改革後も現役世代の手取り年収のおおむね六割の水準を確保できる、こういう計算はしてあるようでございます。

おおむね六割でございますから、六割以上なんか以下なのは、ちょっと私もつまびらかにいたしておりますが、大体似たようなところに落ちつくでしようということでございます。

○春名委員 それでは、確認しておきたいと思うんですけども、私、危惧していますのは、今申しましたように、曲がりなりにもクリアしようともっともに低くなっていく。高くなることは絶対ないかという認識を持つていてるわけですね。今後、賃金スライドがなくなるわけです。そうすると、受給開始時には六割程度が確保されたとしてもう、その後は、現役世代との年収の比率が年をとるとともに低くなっていく。高くなることは絶対ない。したがって、国際水準以下になってしまふ危惧を感じるわけですね。

だから、そうならないようにする、ここは一つの基準としてしっかりと守って頑張る、その辺の決断を、決意を聞かせていただきないと、私は非常に不安でしようがない。大臣、あるいは政務次官

でも結構ですが、いかがでしょう。

○平林政務次官 二〇二五年以降のことになりますが、必ず六割をとることをここで確約すれば全体のことですけれども、年収ということになりますが、おおむね六割程度を確保するということはどうなるのか、その点は共済年金の場合はどうなるのか、お答えいただきたいと思います。

○平林政務次官 私も自分で計算したわけではございませんので、事務局が考えておりますことを申し上げますが、年金の平均的な水準と申しましても、前提の置き方がさまざまある、こういうことでございまして、一概には言いにくいものであります。

○春名委員 努力するということを言つていただきましたので、その点をよく覚えておきます。

そこで、地方公務員共済組合と連合会のあり方にかかわって質問させていただきます。

ことしの三月に、鹿児島市の職員共済組合が解散いたしました。鹿児島県の市町村職員共済組合に吸収されることになりました。地方公務員共済組合連合会ができてから、組合が解散をして別の組合に吸収されるという事例は、一九八八年に呉市の職員共済組合でそれが起こりましたして以来、二回目のことになります。

そこで、自治大臣に少し基本認識を問うておきましたが、今後、こういう加盟している共済組合が、解散とかあるいは他の組合に吸収という事例がふえていかざるを得ない傾向にあるのか、その辺の見通しを少し聞かせておいていただきたいなと思います。

○平林政務次官 これも都市共済といい、いわば三年の四月から広島県の市町村職員共済組合に、鹿児島市の職員共済組合は本年の四月から鹿児島県の市町村職員共済組合に加入をいたしました。

○春名委員 まさにそこなんですね。資金が不足する前に吸収、解散しているので出しておりませんか。

○平林政務次官 これらは都市共済組合から資金は交付されておらないところであります。

○春名委員 まさにそこなんですね。資金が不足する前に吸収、解散しているので出しておりませんか。

○春名委員 わかりました。

それで、この二つの組合に対してもなんですが、連合会を構成する各個別組合が年金支給ができるよう状況になった場合には、連合会から必要な資金を交付する、こういうふうになつています。呉の場合、鹿児島の場合、資金の交付はありましたか。

○春名委員 わかりました。

そこで、自治大臣に少し基本認識を問うておきましたが、今後、こういう加盟している共済組合が、解散とかあるいは他の組合に吸収という事例がふえていかざるを得ない傾向にあるのか、その辺の見通しを少し聞かせておいていただきたいなと思います。

○平林政務次官 これらは都市共済といい、いわば四年ぐらい前の共済制度の改正で例外的に都市共済の制度が設けられた。一般には各県の市町村共済で組織をするのが、従来のいきさつ等もありまして、独立した都市が共済をやることができるというシステムが、当時制度改正に伴つてできたわざでござります。

それで、もうそれこそ四十年近くたつてしまい確實にそのとおりでして、共済組合法の規則第十一條の十一に規定がありまして、資金交付の要件、これは私もびっくりしたんですけれども、連合会が組合の請求に基づいて資金を出す場合、給付の支給期月ごと、二、四、六、八、十、十二だ

ころが今日では非常に運営が難しくなった、そういう状況が起こつてまいります。したがつて、どうにも運営ができないところは当該県の市町村共済の中に入つてもらうとか、そういうことは、事情やむを得ないものが次々と出てくるのではないかと思つております。

ですから、結論的には、都市職員共済組合がみずから判断して、関係者の合意が得られれば市町村共済組合に加入をすることにならうかと

思いますが、手続的なことは省略いたしますけれども、そういう都市共済の特別な財政の状況といふものも勘案をしていただきたいと思っております。

○春名委員 わかりました。

それで、この二つの組合に対してもなんですが、連合会を構成する各個別組合が年金支給ができるよう状況になった場合には、連合会から必要な資金を交付する、こういうふうになつていま

す。

○春名委員 わかりました。

そこで、自治大臣に少し基本認識を問うておきましたが、今後、こういう加盟している共済組合が、解散とかあるいは他の組合に吸収という事例がふえていかざるを得ない傾向にあるのか、その辺の見通しを少し聞かせておいていただきたいなと思います。

○平林政務次官 これらは都市共済といい、いわば四年ぐらい前の共済制度の改正で例外的に都市共済の制度が設けられた。一般には各県の市町村共済で組織をするのが、従来のいきさつ等もありまして、独立した都市が共済をやることができるというシステムが、当時制度改正に伴つてできたわざでござります。

それで、もうそれこそ四十年近くたつてしまい確實にそのとおりでして、共済組合法の規則第十一條の十一に規定がありまして、資金交付の要件、これは私もびっくりしたんですけれども、連

う必要があるじゃないかという気がします。

例えば、収支比率ですね。収入に対する支出の割合が一〇〇を超えた組合で、例えば、積立金の割合が一・五以下になつた場合など、危ない、大体先が見えるというような場合には、そういう条件をクリアしたら、クリアといいますか、そこまで落ち込んだら無条件で資金を交付するというような改善。連合会は、お金をいただいて、上納してもらつて各組合を守つていく、年金が給付でき



○知久馬委員 私の町でも、私自身もこの年金のことには関係しておりましたのですから、本当に無年金者も多いわけなんです。その理由は、やはり一つには、公的な国民年金に入つていても後々本当に信用していいかわからないというような、これは国の制度だからそんな心配は要りませんよということで加入してまいりましたけれども、そういうような無年金者が多くおるということが、将来に向けてどうそれに対応していくかということが本当に重要なことになつてくると思うのです。地方行政の中でも、これは本当に考えいかなければならぬことだろうと思つております。

○知久馬委員 基礎年金の国庫負担率の引き上げとその対策や無年金者の解消について、決め手はやはり先がたも言いましたように、国民年金の空洞化

対策や無年金者の解消について、決め手はやはり基礎年金の国庫負担率の引き上げによるだろうと思ひます。國庫負担率の引き上げによって保険料を引き下げ、保険料を納めやすくしたり、無年金者の発生を減少させることだと思うのでございま

す。さらに、國庫負担の割合を引き上げることには、基礎年金制度の運営に対して国が責任を明ら

かにすることになり、公的年金制度に対する国民の信頼を回復するものにつながるのではないか

と思います。大臣の御見解をいま一度お願ひしたい

と思います。

○保利国務大臣 お尋ねは、国民年金と申しますか、基礎年金の部分と税方式をどういうふうに加味させるかというお尋ねだらうと思います。

基礎年金の国庫負担分を二分の一にふやしていく

といふことについては、財源がかなり必要であるといふことが考えられるわけございまして、

今回の年金法の改正では二分の一に引き上げると

いうところまでは御提案をされておりませんけれども、今度の国民年金法改正案の中の附則の中

に、「基礎年金については、財政方式を含めてそ

の在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円とも言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今までの制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円とも言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今まで

の制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二

条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円とも言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今まで

の制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二

条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円とも言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今まで

の制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二

条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円ともと言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今まで

の制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二

条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

する」とされているわけなんですね。

二分の一への引き上げに必要な財源は、平成十六年、二〇〇四年に二兆七千億円とも二兆九千億

円ともと言われています。今回も、引き上げ時期それから財源については明確にされていません。

國庫負担率の引き上げ時期はいつになるのか、安定

した財源の確保の具体的な方策はあるのでしょうか。

政府は、一体この五年間何をしてきたので

しょうか。

今回、経済新生対策ということで十八兆円もか

けて、介護保険制度に一兆円もの予算をつけようとしています。それに対して、基礎年金の國庫負

担引き上げがいつになるのかわからないというこ

とは、本当に国民の納得がいかないのではない

でしようか。この点について、いま一度お願ひしたい

と思います。

今各委員さんからもあつたと思ひますけれども、公的年金は国と地方で支えるんだとか、今まで

の制度の経緯から自治体が負担すべきだという

ことで押し切られて、今のような形になつたものと理解しております。この負担について、地方交

付税の基準財政需要額にカウントされ手当でされ

ていると言われるかもしれません、不交付団体や公営企業の場合、地方交付税でカウントされな

ど、など來大臣が申し上げております、このたびの法

改正の結果がどのような方向に向かうか、安定し

て、次の問題に入つてみたいと思います。

これもまた、国民年金法の改正案では、附則第二

条に「基礎年金については、財政方式を含めて

その在り方を幅広く検討し、当面平成十六年まで

の間に、安定した財源を確保し、國庫負担の割合

の二分の一への引き上げを図るものとする。」とさ

れています。先がた大臣が言つたとおりなんですが

けれども、

この基礎年金の財源問題については、前回の改

正時にも同様な議論があり、その結果、法律の附

則に検討事項が盛り込まれ、また御存じのように厚生委員会の附帯決議では、「所要財源の確保を図

りつつ、二分の一を目途に引き上げることを検討

た財源確保のための具体的な方法と、今地方団体が抱えておりますこの問題とを一体として検討されるということを一應考えております。国庫負担率の引き上げの検討状況等の把握を綿密にいたしまして対処すべきものだ、そう思つております。

○知久馬委員 丁寧な御説明を受けまして、ありがとうございます。やはり、本当に地方自治体というのを大変に圧迫しておりますので、そのあたりを重々検討していただきたいと思います。

次に、年金の高齢者雇用について、先がたも多くの委員さんからありましたけれども、年金の問題といふのは、実は高齢者雇用の問題でもあると思うのです。今回の年金改正では、二〇二五年をもって六十五歳支給になるわけで、当然、その間、六十歳から六十四歳までの雇用問題を解決しなければならないと思います。

定年制の延長の可能性についてお伺いしますけれども、これまで、本年三月の公務員制度調査会で、早期退職者の慣行を見直し、国家公務員の定年を現行の六十歳から六十五歳に延長する旨を明記しています。この答申を政府は最大限尊重するとしていますが、六十五歳定年制の導入については、先がた春名委員さんも言われましたように、私も、この間の百四十五回の国会で再任用制度の導入についての質問をいたしました。それで、前の自治大臣は、今回の再任用の制度は希望者が全員雇用されるということが保障されるものではないということでお答えになつたわけなんです。

地方公務員法の四十三条の三項では、退職年金について、退職時の条件を考慮して、その後における適切な生活の維持を図ることを目的としなければならないと規定されております。つまり、年金の満額支給が六十五歳となる以上、地方自治体の義務として、希望する職員の六十五歳までの雇用を保障することが必要ではないかと思うのであります。そのことは、大臣の方にいま一度お聞きしたいと思ひます。

○保利國務大臣 定年制の延長につきましては、後から事務当局から状況について御報告をもし時間が許せばさせたいと思いますが、今お話しの六十年から六十五歳までの間の仕事をどうするかと

いうことは、再任用制度でという御答弁を申し上げておりますが、これは、前の大臣のお言葉も引用しておられましたけれども、完全に保障するものではない。しかし、働き場所を確保するというのではなくて、まず働き場所をつくらなければならぬと、いうことがありますので、再任用する場合のボストというのはどういうところがあるだろうかといふようなことを検討して、しかも行政改革というのが片つ方ございますし、ボストをたくさんつくら、再任用ボストの確保に努めるというようなことでのこの制度を生かしていくかなければならない、そういう観点ではないかな、こんなふうに思つております。

○木寺政府参考人 今回の年金の支給開始年齢の引き上げと定年制の問題についてのお尋ねがございました。

今回の改正によりまして給与比例部分の支給開始年齢を引き上げることになるわけでございますが、そうした場合におきます定年制のあり方といふことにつきましては、これは公務部門に限りず、官民共通の課題であるというふうに思つておられます。したがいまして、民間企業における定年制の状況や国家公務員の動向等を踏まえながら、今後検討すべきものというふうに考へているところでございます。

○知久馬委員 ちょっと時間がなくて急ぎますけれども、先がた政務次官がおっしゃったのですけれども、年をとつたらお金が要らぬようになるから賃金スライドの件で。私は、あれは間違いないかと思つてます。たくさん要るようになります。年をとればとるほど交際が広がり、それから健康である以上は確かにお金は要りますから、あれはちょっと間違ひじゃないかなと思ひます

○保利國務大臣 定年制の延長につきましては、後から事務当局から状況について御報告をもし時間が許せばさせたいと思いますが、今お話しの六十年から六十五歳までの間の仕事をどうするかと

いうことは、再任用制度でという御答弁を申し上げておりますが、これは、前の大臣のお言葉も引用しておられましたけれども、完全に保障するものではない。しかし、働き場所を確保するというのではなくて、まず働き場所をつくらなければならぬと、いうことがありますので、再任用する場合のボストというのはどういうところがあるだろうかといふようなことを検討して、しかも行政改革というのが片つ方ございますし、ボストをたくさんつくら、再任用ボストの確保に努めるというようなことでのこの制度を生かしていくかなければならない、そういう観点ではないかな、こんなふうに思つております。

○木寺政府参考人 今回の年金の支給開始年齢の引き上げと定年制の問題についてのお尋ねがございました。

今回の改正によりまして給与比例部分の支給開始年齢を引き上げることになるわけでございますが、そうした場合におきます定年制のあり方といふことにつきましては、これは公務部門に限りず、官民共通の課題であるというふうに思つておられます。したがいまして、民間企業における定年制の状況や国家公務員の動向等を踏まえながら、今後検討すべきものというふうに考へているところでございます。

○保利國務大臣 今御指摘の点で、私の認識で申し上げますと、受けます給付といふものは、その方がどのくらいの期間仕事についておられたかという要素と、仕事をしておられたときにどのくらいの賃金水準があつたかということで、そのほかにもあろうかと思いますが、おおよそその二つが中心になつて算定をされていくと、うに考えております。その基準に合わせて考えますれば、男女間の、男だからとか女だからとかという形での差はない。

しかし、女性の場合には、家庭におられる方も多いし、パートでお働きになる方もある、あるいは、仕事の性格上から賃金水準もある程度低いということもある。そこは、別の労働省の問題、労働政策の問題として考えていかなければならぬ問題かもしませんが、年金計算上の問題として、そこに女性だからといふことを要素にした減額要素はない。

したがつて、実態的には、受け取る年金額が少ないと、これは認めざるを得ませんけれども、それは、計算上、不平等でそういう計算

○知久馬委員 六月にできた男女共同参画社会基

すので、一言だけ言わせていただきたいと思いま

す。

最後にお伺いしますけれども、女性の年金権の拡大と第三号被保険者の問題についてお伺いしたいと思います。

さきの第百四十五回国会で、六月に男女共同参画社会基本法が成立しました。昭和六十年の基礎年金の導入で女性の年金権が初めてスタートしましたが、御存じのように、年金においても男女の不平等の状態が続いています。厚生年金を見てみると、女性が得る年金は男性の半分しかありません。女性労働者の多くがパートタイマーとして働き出でくると思うのですけれども、そのことをどのように受けとめられるか、大臣の御意見を聞かたいと思います。

○保利國務大臣 今御指摘の点で、私の認識で申し上げますと、受けます給付といふものは、その方がどのくらいの期間仕事についておられたかと、こうした実態で、老後の男女の差にも大きな開きが出てくると思うのですけれども、そのことをどのように受けとめられるか、大臣の御意見を聞かたいと思います。

多くの女性がパートで働き、年収百万円とか三百万円、百三十万を超えないかで働くことがありますね。被用者年金の加入者全体で主婦の保険料を肩がわりする仕組みでもあると思うのです。片働き世帯とか共働き世帯それから単身世帯との間の不公平があり、働く女性からも批判が出ているところだと思うのでございます。

多くの女性がパートで働き、年収百万円とか三百万円、百三十万を超えないかで働くことをやめておるという実態がございます。それはなぜかといえば、百三十万を超えると第三号被保険者の要件を失うということになるわけです。夫の配偶者の扶養手当が削られるということになつております。税金や保険料で実質收入が低下する

といつことがあつて、それで抑えておるということになります。したがいまして、民間企業における定年制の状況や国家公務員の動向等を踏まえながら、今後検討すべきものといふふうに考へているところでございます。

そこで、年金審議会では、医療保険や税制上の取り扱いとの関係や女性の就業状況等の進展を踏まえて検討を続けていくことが必要であるとしています。第三号被保険者の問題が今回も先送りにされております。

このことについて大臣の御見解を聞き、終わりにしたいと思います。

○保利國務大臣 今御指摘の点は大変微妙な問題でございまして、賛否両論がござります。それでなかなか方向性が出せないのだろうと思いますけれども、今後、関係方面におきまして、衆知を集めながら精力的に議論をしていただく、それを私どもは関心を持って見守つてまいりたい、このように思つております。

を出したのではない、このように申し上げておきたいと思います。

○知久馬委員 それと関連するとは思ふんですけども、第三号被保険者の問題についてございまして、それは、計算上、不平等でそういう計算



の五十七」に改める。

第一百三十三条第二項第一号中「育児休業手当金」の下に「及び介護休業手当金」を加え、「(昭和四十九年法律第百六十六号)」を削り、「育児休業給付」の下に「及び介護休業給付」を加える。

第一百四十四条第四項中「五十九万円」を「六十二万円」に、「九万二千円」を「九万八千円」に改める。

第一百十五条の二第三項中「前条」を「前二条」に、「同条第一項」を「第一百四十四条の二中「前条」

とあるのは「第一百十五条の二第一項及び第二項」と、前条第一項に改める。

第一百六十六条第一項中「金額」の下に「(第一百四十二条の二)の規定により徴収しないこととされた掛け金(長期給付に係るものに限る)及び前条第三項において準用する第一百四十二条の二の規定により徴収しないこととされた特別掛金に相当する金額を除く。」を加える。

第一百四十二条第二項の表第七十条の二の項の次に次のように加える。

第一百四十二条第二項に規定する介護休業手当金を加える。

の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、自治省令で定める期間、一般的閲覧に供しなければならない。

第一百五十七条の二中「前二条」を「第一百五十六条の二から前条まで」に改める。

第一百七十三条第三項中「毎年少なくとも一回」を必要があると認めるときは「に改める。

第一百五十六条第一号中「第一百五十六条の二」を「第一百五十六条の五」に改める。

附則第十四条の四の二の見出し及び同条第一項中「育児休業手当金」の下に「及び介護休業手当金」を加える。

附則第十四条の八を次のように改める。  
(平均給料月額の改定)

第一百四十二条第八項別表第一の各号に掲げる受給権者の平均給料月額(地方公共団体の長の平均給料月額を含む。)の計算の基礎となる給料の額については、第四十四条第二項及び第一百二十二条第一項の規定にかかるわらず、組合員期間の各月の給料の額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十八条第六項中、「第七十条の二」を「から第七十条の三まで」に改め、「育児休業手当金」の下に「介護休業手当金」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(退職共済年金の支給の繰上げ)

第一百八十二条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十歳に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。

一 特定警察職員等 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員

(これら者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。)である組合員又は組合員であった者のうち、次条

各号のいずれにも該当するに至つたときのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職のときにおいて、引き続き二十一年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)以外の者で昭和三十六年四月一日以後に生まれたもの

二 特定警察職員等である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの  
前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者においては、第七十八条の規定は、適用しなければならない。

三 第一項の請求があつたときは、その請求を行った者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

四 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項又は第一百二十二条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

五 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十五歳未満の者に限る。)については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

六 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかるわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

七 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第七十六条の二、第八十条から第八十二条まで及び第一百二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」と

第一百五十六条の二 共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第一百五十六条の三 共済会は、毎事業年度、事

あるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第七十六条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と、第八十条第一項中「その権利を取得した當時（退職共済年金を受ける権利を取得した當時）とあるのは「六十五歳に達した當時（六十五歳に達した當時）と、「前六項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した當時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した當時」とあるのは「六十五歳に達した當時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第一百二条第二項中「第七十六条第二項」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第七項の規定により読み替えられた第七十六条第二項」と、「掲げる金額に相当する金額」とあるのは「掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第一百二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額」と、「第七十六条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び第二百二条の」と、「同条の規定」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十条第一項中「並びに前条第二項及び第三項」と、「これらの規定」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十条第一項中「並びに前条第二項及び第三項」と、「これらの規定」とあるのは

のは、「前条第二項及び第三項並びに第百二条」と、「第八十一条第二項及び第八十二条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項及び附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十二条第一項」と、「及び」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び」と、「及び第二百二十二条第一項の規定により加算される金額並びに」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第百

二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額並びにとする。附則第十九条中「未満の者」の下に「(前条第一項各号に掲げる者を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 次の表の上欄に掲げる者(特定警察職員等を除く。)について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十年歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**附則第二十四条第一項中「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第二項の表附則第二十二条第一項の項中「附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項の項中「附則第二十条第一項の規定により読み替えられた」を削り、同条の次に次**

**第二十四条の二** 附則第十九条の二各項に規定する者(附則第二十五条第一項又は第三項の特例)

則第十九条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給線上げの請求を行うことができる者

3 にあつては、これらの請求と同時に行われなければならない。

七十九条第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

る年齢に達していない者に限る。)について  
は、第七十九条第三項の規定は、適用しな  
い。

各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第七十六条の二及び第八十条から第八十二条までの規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第七十六条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時とあるのは「六十五歳（その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が同条の規定により算定した額に加給年金額を繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、これ第二項及び第三項の規定にかかわらず、これ加算した額とする」とあるのは「附則第二十四条の二第四項、第六項及び第七項並びに前条達した当時」と、

らの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、六十五歳（その者が線上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した當時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した當時」とあるのは「六十五歳に達した當時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」とする。

前項に定めるもののほか、第三項の規定による退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合の必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三項の規定によりその額が加算された第六十五歳未満の者に限る。)が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定により加算した額に相当する部分の支給を停止する。

第二十四条の三 附則第十九条の二各項に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき(同条第一項の請求があつた当时、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が十四年以上であるときに限る。)は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算する。

項の規定は、適用しない

### 3 練上げ調整額(その算定の基礎となる組合

員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職手当金の受給権者が附則第十九条の二各

は、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額(第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が算算された退職共済年金)については、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当时、当該退職共済年金の額の算定の基礎と

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給者が組合員である間は、当該繰上げ調整額が組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

整額に相当する部分の支給を停止する。  
附則第二十五条第一項中「附則別表第一」を  
「附則別表第二」に改め、同条第二項中「附則別  
表第二」を「附則別表第三」に改め、同条第三項  
中「これらの者のうち政令で定める階級以下の  
階級である者に限る。以下この項及び次条第  
一項において同じ。」を削り、「附則別表第三」を  
「附則別表第四」に改める。

**附則第二十五条の二第一項第一号中「(附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときにおいて、前条第三項に規定する組合員であつた者であり、かつ、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第四項中「附則第二十条第一項の規定により読み替えられし」と削る。**

**附則第十五條の二第四項及び第七項、附則第二十五条の四第四項及び第七項並びに附則第二十五条の六第八項及び第十項中「附則第二十一条第一項の規定により読み替えられた」を削る。**

「附則第二十六条第一項中「附則別表第一」を「附則別表第二」に改め、同条第二項中「附則別表第二」を「附則別表第三」に改め、「附則第十一条の規定にかかるらず」を削り、「同条の規定による退職共済年金は、支給しない」を「附則第

十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しないに改め、同条第三項中「附則別表第三」を「附則別表第四」に改め、「附則第十九条の二」に改め、同条第四項中「附則別表第四」を附則別表第五に改め、「附則第十九条の規定にかかるわらづ」を削り、「同条の規定による退職共済年金は、支給しない」を「附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない」と改め、同条第五項及び第七項中「附則別表第一から附則別表第四まで」を「附則別表第二から附則別表第五まで」に改め、同条第八項中「第八十一条及び第八十二条」を「第八十二条」に改め、「第八十二条第一項中「退職共済年金の受給権者」が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等)の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第三号に規定する第四種被保険者を除く。」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とを削り、同条第十二項中「附則別表第一の二」を「附則別表第二の二」に、「附則別表第一から附則別表第二の二」を「附則別表第一から附則別表第五まで」を「附則別表第一から附則別表第五まで」に改める。

れた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額を加え、同条第四項中「附則第十九条」を「附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二」に改め、「特別加算額」の下に「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定めた金額を減じた額、第百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額を加え、同条第五項中「附則第十九条」を「附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二」に改める。

附則第二十六条の三第一項、第三項及び第五項中「附則第十九条」を「附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二」に改める。

附則第二十七条第一項中「国民年金法附則第九条の二第三項」を「附則第十八条の二第二項若しくは附則第二十四条の二第三項」の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは附則第九条の二の二第二项に改める。

附則第二十八条中「附則別表第五」を「附則別表第六」に改める。

附則第三十条の二中「以後」を「から平成十二年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成十二年四月一日以後における前二条の規定の適用については、附則第二十九条第一項中「短期給付に関する規定」とあるのは、

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
昭和六十二年四月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三八
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一六
平成十年四月以後	〇・九九一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八〇
平成十年四月以後	〇・九八〇

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の「一」号を加える。

六 期末手当等 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用

を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものとする。

第三条第一項第五号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五条第一項第八号中「及び特別掛金」を削る。

第三十八条の二第二項第一号及び第三十八条

の三第一項第七号中「特別掛金」を「掛金」に改める。

第四十四条第二項中「平均給料月額」を「平均給与月額」に改め、「乗じて得た額」の下に「及び掛金の標準となつた期末手当等の額」を加える。

第七十九条第一項第一号中「平均給料月額の千分の七・一二五」を「平均給与月額の千分の五・四八」に改め、同項第二号イ中「平均給料月額の千分の一・四五二」を「平均給与月額の千分の一・〇九六」に改め、同号ロ中「平均給料月額の千分の〇・七一三」を「平均給与月額の千分の〇・五四八」に改める。

第八十一条第二項第一号中「基準給与月額(各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該

年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛け金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額と合算して得た額に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第一号中「基準給与月額」を「基準給与月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

に掲げる金額及び第八十条第一項に規定する  
加給年金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において  
いって「基本月額」という。)との合計額が四十八  
万円を超えるときは、当該退職共済年金の額  
のうち、基準収入月額相当額と基本月額との  
合計額から四十八万円を控除して得た額の二  
分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額  
(以下この項において「支給停止額」という。)  
に相当する金額の支給を停止する。ただし、  
支給停止額が当該退職共済年金の額を超える  
場合には、その支給を停止する金額は、当該  
退職共済年金の額に相当する金額を限度とす  
る。

以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額と当該各月の額の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額と合算して得た額に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「基準給与月額」を「基準給与月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

第九百三十三条第一項を次のように改める。

障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の基準収入月額相当額と障害共済年金の額(第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額)同条第四項又は第九十条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が四十八万円を超えるときは、当該障害共済年金の額のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額に相当する金額を限度とす。

第九十五条中「平均給料月額」を「平均給与月額」に、「百分の十九」を「百分の十四・六一五

「一百分の二十八・五」を「百分の二十九・九」に改める。  
第九十八条第一号中「平均給料月額の千分の七・一二五」を「平均給与月額の千分の五・四八」に改め、同条第二号中「平均給料月額の千分の一・四二五」を「平均給与月額の千分の一・〇六六」に改める。  
第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給料月額の千分の七・一二五」を「平均給与月額の千分の五・四八」に改め、同号ロ中「平均給料月額の千分の一・四二五」を「平均給与月額の千分の一・〇九六」に改め、同項第二号イ中「平均給料月額の千分の七・一二五」を「平均給与月額の千分の五・四八」に改め、同号ロ(1)中「平均給料月額の千分の一・四二五」を「平均給与月額の千分の一・〇九六」に改め、同号ロ(2)中「平均給料月額の千分の〇・七三三」を「平均給与月額の千分の〇・五四八」に改め、同項第一号中「平均給料月額の千分の七・一二五」を「平均給与月額の千分の五・四八」に改め、同条第二項第一号二号中「平均給料月額の千分の三・二〇六」を「平均給与月額の千分の二・四六六」に改める。  
第九十九条の八中「平均給料月額の千分の五十七」を「百分の四十三・八四六」に改め、「六」に改める。  
第一百二条第一項中「平均給料月額」を「平均給与月額」に改め、「乗じて得た額」の下に「及び掛金」の標準となつた期末手当等の額」を加え、「百分の五十七」を「百分の四十三・八四六」に改め、「六」に改める。  
第一百三条第一項第三号中「特別掛金」を削り、同条第二項中「特別掛金並びに」を削り、同項第二号中「及び特別掛金」を削り、同条第五項中「並びに」を「及び」に改める。  
第一百十四条第三項中「組合員の給料」の下に「の額(長期給付に係るものにあつては、給料の

数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。」)を、「組合員の給料と掛金との割合」の下に「及び期末手当等と掛金との割合」を加え、同条第四項中「みなし」の下に「期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし」を加える。

政令で定めるものをいう。以下同じ。」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」

と、同条第二項及び第三項中」を削る。

に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの

分の五・四八一」に改め、同項第三号イ中「平均

給料月額の千分の一・四五五」を「平均給与月額の千分の一・〇九六」に改め、同号口中「平均給料月額の千分の一・七一三」を「平均給与月額の千分の一・五四八」に改める。

附則第二十四条第一項中「平均給料月額の百分の五十七」を「平均給与月額の百分の四十三・

八四六」に改める。

に、「一・〇」を「〇・八」に、「一・五」を「一・  
二」に、「一・〇」を「一・六」に、「一・五」を

〔地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

**附則第九条第二項中「第七十六条の三」を「第  
四十七条、第七十六条の三」に改める。**

「附則第十九条」の下に、「附則第二十四条の二第一項」を加える。

分の七・一二五に、「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に、「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一三」に改め、同条第二項中「千分の三・

三七五」を「千分の三・二〇六」に改め、同条第三項中「千分の七・五」を「千分の七・二・五」に、「千分の十」を「千分の九・五〇〇」に、「千分の一・五」を「千分の一・四・二五」に、「千分の

第百四十二条第一項の表第百十三条第一項各号列記以外の部分の項中「特別掛金並びに」を削り、  
表第百十五条の二の項を削る。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他の政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの

第一百三十九条中「第一百十五条の二第一項中「期末手当等」地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして

は、組合の運営規則で定める仮定期末手当と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを削る。

第一百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第百一十六条第一項中「及び前条第三項において準用する第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた特別掛金」を削る。  
第百一十七条第一項中「若しくは特別掛金」を削る。

手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員についても、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。」とあるの

第一類第二号 地方行政委員会議録第三号 平成十一年十一月十八日



昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五八八	千分の〇・九三一
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四六五	千分の〇・九七九
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・三五一	千分の〇・四九四
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二一三	千分の〇・五四二
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一五九	千分の〇・五六一
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・五八〇	千分の〇・五八〇
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二〇七	千分の〇・六〇八
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二三五	千分の〇・六一八
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六三七	千分の〇・六三七
昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二七三	千分の〇・六五六
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・三二一	千分の〇・六七五
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・三四〇	千分の〇・六八四
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・三九七	千分の〇・七〇三
昭和五年四月一日以前に生まれた者	千分の七・二三〇	千分の〇・一・二七〇
附則別表第六(附則第九十八条、附則第一百十五条関係)	一・三〇四	一・二五八
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇	一・二九八
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八	一・三〇四

**第四条** 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号)の一部を次

のよう<sup>に</sup>改正する。

**附則第二条第五号中「第四十四条第二項、第一百条」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改**

正する法律(平成十一年法律第 号)第二条

項、新共済法第百条」に改める。

附則第十五条第一項中「千分の七・一二五」を  
「千分の五・四八一」に、「千分の一・四二五」を

「千分の一・〇九六」に、「千分の〇・七一三」を

千分の〇・五四八」に改め 同条第二項中「千分の三・一〇六」を「千分の二・四六六」に改

め、同条第三項中「千分の七・一二五」を「千分の五・四八一」に、「千分の九・五〇〇」を「千分

の七・三〇八」に、「千分の一・四二五」を「千分の二・九六二」、「二分の一四七五」を「二分

の一・〇九六」に「千分の〇・四七五」を「千分の〇・三六五」に、「千分の〇・七一三」を「千分

の〇・五四八」に、「千分の〇・一三三八」を「千分の〇・一八三」に改める。

附則第二十一条の二に次の二項を加える。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に

係る新共済法第八十二条第一項の規定の適用については、同項中「加給年金額」とあるの

は、「加給年金額並びに地方公務員等共済組合の年金額」である。

合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一百八号)附則第十六条第一項又は第四項

の規定により加算された金額」とする。

(各年の一月から九月までにあつては当該前年

の六月、毎年の十月から十二月までにあつては、当該年の六月におけるその者の掛金の標準とな

つた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額を「基

準給与月額相当額(各年の一月から八月までの

各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四

十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗

準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛け金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「基準給与月額」を「基準給与月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」を「二十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

附則第一百八条第二項第一号中「基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛け金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額）を「基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛け金の標準となつた給料の額に新共済法第十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額）に、「二十二万円」を

退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の同項に規定する基準収入月額相当額(以下この項において「基準収入月額相当額」という。)とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に百分の五十を乗じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が四十八万円を超えるときは、当該停止対象年金額のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た

額の二分の一に相当する額に十一を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

附則第百十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項(前項において準用する場合を含む。)」を「前二項」に定めるもののほか、第一項に改め、同項を同条第三項とする。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第三(附則第十五条、附則第十六条関係)

昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・	千分の〇・
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・	千分の〇・
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	九七八	四七五

第二欄	第三欄	第四欄
千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
三〇八	三六五	一八三
千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
二〇五	四二四	二二二
千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
一〇三	四八二	二四二
千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
〇〇一	五三四	二七一
千分の六・	千分の〇・	千分の〇・
八九八	五八五	二九二
千分の六・	千分の〇・	千分の〇・
八〇四	六二八	三二五
千分の六・	千分の〇・	千分の〇・
七〇二	六七二	三三六
千分の六・	千分の〇・	千分の〇・
六〇六	千分の〇・	三五八
千分の六・	千分の〇・	千分の〇・
七一六	千分の〇・	千分の〇・

附則

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

第一条 中地方公務員等共済組合法第二十二条の改正規定、同法第五十三条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第七十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第七十

昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 五一二	千分の〇・ 七五三	千分の〇・ 三八〇
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 四二四	千分の〇・ 七九七	千分の〇・ 四〇二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 三三八	千分の〇・ 八二六	千分の〇・ 四一七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 二四一	千分の〇・ 八六二	千分の〇・ 四三一
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 一四六	千分の〇・ 八九二	千分の〇・ 四五六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・ 〇五八	千分の〇・ 九二八	千分の〇・ 四六八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 九七八	千分の〇・ 九五〇	千分の〇・ 四七五
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 八九〇	千分の〇・ 九七九	千分の〇・ 四九〇
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 八〇二	千分の〇・ 〇〇八	千分の〇・ 五〇五
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 七二二	千分の一・ 〇三一	千分の〇・ 五一九
昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 六四一	千分の一・ 〇五二	千分の〇・ 五二六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・ 五六一	千分の一・ 〇七五	千分の〇・ 五四一



11

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)  
第七条 第一条の規定による改正後の法第八十二条及び第九十三条並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第百十条の規定は、厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保險者を除く。附則第十二条において同じ。)又は法第四十条第二項に規定する私学共済制度の加入者(これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。)である間に支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第一条第七号に規定する退職年金、減額退職年金(通算退職年金若しくは障害年金については、適用しない。  
(掛金の標準となる給料に関する経過措置)  
第八条 第一条の規定による改正後の法第八十二条第四項及び附則第三十三条の規定は、平成十二年十月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年九月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。  
(育児休業期間中の組合員に係る負担金等の特例に関する経過措置)  
第九条 第一条の規定による改正後の法第八十五条の二第三項、第一百六十六条及び第一百四十四条の十二の規定は、平成十二年四月以後の月分の特別掛金及び地方公共団体若しくは職員団体又は団体が負担すべき金額について適用し、同月前の月分の特別掛金及び地方公共団体若しくは職員団体又は団体が負担すべき金額については、  
なお従前の例による。  
(平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)  
第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、第二条の規定による改正後の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項(昭和六十年改正法附則第八百八条第二項においてその例による場合を含む。)、第

二 第二項第二号及び第三号(第一項の規定による改正後)の例による場合を含む。)並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三項及び第二項(昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。)並びに附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに第一項の規定による改正後の法附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四条第二項においてその例による場合を含む。)の規定による金額は、これららの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第一項の規定による改正前の法第四十一条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正後の法第四十一条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項、附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間平成十五年四月前」の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、

第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第十八条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第一号中「加えた額」とあるのは「基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とある額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とある額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第一号中「組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十四条の八中「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則第十条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とする。

二 条の八並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

一 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であった期間を基礎として第二条の規定による改正後の法第二百一条第一項、第三百三十三条第一項及び第二項、第一百四十二条第一項、附則第十四条の八並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

前項第一号の規定による金額を算定する場合

基準日後期間」という。のと、「当該期間」とあるのは、当該基準日後期間」と、「相当する金額」とあるのは、「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第一百三十二条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは、「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「第一百二条第一項」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則第十条第六項の規定により読み替えられた第一百二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは、「相当する金額」とあるのは、「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項、第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定にとどまる改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正後の法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二号及び第三号並びに第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第十四条の八の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定さ

三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が二百月未満であるときは、「三百月」とあるのではなく、「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」(当該月数が三百月未満であるときは、「三百月」とあるのは基準日前組合員期間の月数)と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十二条第二項の規定により替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十二条」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則別表」と、附則第二十条の二(第一号)及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とする。

て得た割合を乗じて得た金額」と、第三百三条第一項及び第二項並びに第三百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「第三百二十二条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第三百二十二条第一項)附則第十条第五項の規定により読み替えられた第三百二十二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第十一一条 法による年金である給付の額についての各号の規定による金額を合算して得た金額が次一・〇三一を乗じて得た金額に満たないとき（第二条の規定による改正後の法附則第二百二条第一項、第三百三十三条第一項及び第二項、第一百四十四条第一項並びに附則第二十四条第一項（第一条の規定による改正後の法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあっては、それぞれ前条第一項及び第四項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第四項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に一・〇三一を乗じて得た金額に満たないときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前)の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に該月数が三百月未満であるときは、三百月」として除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項第一号

第四項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正後の法第一百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下同様)」と改めることとする。

額に満たないときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数」出  
該月数が三百月未満であるときは、(三百月)と  
あるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項  
第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準  
日前組合員期間の月数」と、同条第一項第一号

第八十七條第一項第一号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるとき)は、三百日月」とあるのは「基準日後組合員期日間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六

1

法による年金である給付の額については、第二条の規定による改正後の法第百二条第一項、第三百三十三条第一項及び第二項、第一百四十二条第一項並びに附則第二十四条第一項(第一条の規定による改正後の法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定によりその額が算定される年金額と次の各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に一・〇三一を乗じて得た金額に満たないときは、同条第四項の規定にかかるわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

組合員期間の月数」と、附則第十四条の八中「附則別表第一の各号に掲げる受給権者」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九八」とあるのは「千分の一・一五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の一・一五八」とあるのは「千分の一・一五七七」とする。

一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」と、「第二条第一項」とあるのは「同法附則第一条第五項の規定により読み替えられた第二条第一項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則別表」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数

二 一 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であつた期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第百一条第一項、第二項、第三百三条第一項及び第二項、第四百四条第一項、附則第十四条の八並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により計算される金額

二 一 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第一百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間(平成十五年四月前までの期間に限る。以下「基準日前期間」という。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除し

7 前各項に定めるものほか、平成十五年度以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共  
同表の下欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、附則第二十四条第一項中「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額」に、「基準日後期間の月数を地方公共団体の長であった期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

7 「同法附則第十二条第六項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後期間」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、附則第二十四条第一項中「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額」に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であった期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

6 で除して得た割合を乗じて得た金額とする。  
第四項第二号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正後の法第百二十二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に 基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第一百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「百分の四十三・八四六」とあるのは「百分の四十六・一五四」と、「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「附則別表第一の各号に掲げる受給権者」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間







平成十一年十二月一日印刷

平成十一年十二月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D